

経 済 労 働 委 員 会 記 録

開催日時 平成28年6月17日(金) 13:03～17:31

開催場所 第3委員会室

出席委員 8名

和田 恵治 委員長
松尾 勇臣 副委員長
山中 益敏 委員
川口 延良 委員
上田 悟 委員
安井 宏一 委員
荻田 義雄 委員
今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席理事者 森田 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

- 議第60号 奈良県病害虫防除所等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第66号 市町村負担金の徴収について (経済労働委員会所管分)
- 議第67号 農業研究開発センター整備事業にかかる請負契約の変更について
- 議第69号 権利の放棄について
- 議第70号 損害賠償請求事件について
- 報第 1号 平成27年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について
平成27年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書
(経済労働委員会所管分)
平成27年度奈良県一般会計予算事故繰越し繰越計算書
(経済労働委員会所管分)
- 報第 8号 奈良市場冷蔵株式会社の経営状況の報告について
- 報第 9号 公益財団法人奈良県食肉公社の経営状況の報告について

報第10号 公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターの経営状況の
報告について

報第11号 公益財団法人奈良県林業基金の経営状況の報告について

報第12号 公益財団法人奈良県地域産業振興センターの経営状況の報告に
ついて

(2) その他

<会議の経過>

○和田委員長 それでは、ただいまより経済労働委員会を開会します。

本日、当委員会に対して1名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただきます。

なお、この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含めまして、20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

それでは、案件に入ります前に、4月1日付で議会事務局に異動がありましたので、新任の担当書記から自己紹介を願います。

○堀井書記 堀井です。よろしくお願ひします。

○和田委員長 次に、常時出席を求める理事者の変更についてですが、今般の組織見直し等により、出席要求する理事者を変更する必要が生じたので、お手元に配付してあります資料のとおり変更し、出席要求をしていますので、ご了承願ひたいと思います。

4月1日付で理事者に異動がありましたので、森田産業・雇用振興部長、福谷農林部長の順に関係次長、課長の紹介をお願いします。

○森田産業・雇用振興部長 それでは、私から、4月の人事異動に伴い、着任しました新しい職員を紹介します。

まず、前野産業・雇用振興部次長兼企画管理室長です。

○前野産業・雇用振興部次長（企画管理室長事務取扱） よろしくお願ひします。

○森田産業・雇用振興部長 続きまして、前阪知事公室審議官、漢方プロジェクトの担当です。兼産業・雇用振興部次長でございます。

○前阪知事公室審議官（漢方のメッカ推進プロジェクト担当）兼産業・雇用振興部次長 前阪でございます。よろしくお願ひします。

○森田産業・雇用振興部長 林産業政策課長でございます。

○林産業政策課長 林でございます。よろしくお願ひします。

○森田産業・雇用振興部長 箕輪企業立地推進課長でございます。

○箕輪企業立地推進課長 箕輪でございます。よろしくお願いいたします。

○森田産業・雇用振興部長 それから、去年から継続ですが、雇用労政課が雇用政策課に名前が変更になりました。元田雇用政策課長でございます。

○元田雇用政策課長 元田でございます。よろしくお願いいたします。

○森田産業・雇用振興部長 以上、よろしくお願いいたします。

○福谷農林部長 それでは、私から、4月1日付の異動をもちまして、農林部に来た職員
の紹介をします。

山口農林部次長、企画管理室長事務取扱でございます。

○山口農林部次長（企画管理室長事務取扱） 山口でございます。よろしくお願いいたします。

○福谷農林部長 和田農林部次長、農業水産振興担当、農業水産振興課長事務取扱でござ
います。

○和田農林部次長（農業水産振興担当、農業水産振興課長事務取扱） 和田でございます。
よろしくお願いいたします。

○福谷農林部長 小坂農林部次長、農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱で
ございます。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 小坂ござい
ます。

○福谷農林部長 菅谷農林部次長、農村振興担当でございます。

○菅谷農林部次長（農村振興担当） 菅谷でございます。よろしくお願いいたします。

○福谷農林部長 竹田マーケティング課長でございます。

○竹田マーケティング課長 竹田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○福谷農林部長 小林農村振興課長でございます。

○小林農村振興課長 小林でございます。よろしくお願いいたします。

○福谷農林部長 以上です。よろしくお願いいたします。

○和田委員長 本日の委員会より、委員会審議の充実を図るため、情報端末の使用を認め
ることとなりました。委員会における情報端末の使用に関する申し合わせ事項をお手元に
配付しておりますので、ご参照願います。

それでは、確認をしていただいたところで、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託されました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

審査に先立ち、申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、付託議案について、産業・雇用振興部長、農林部長の順に説明をお願いします。

○森田産業・雇用振興部長 私から、平成28年6月定例県議会提出議案のうち、産業・雇用振興部に関するものについて説明します。よろしくをお願いします。

資料「第324回定例県議会提出議案」の34ページ、議第69号、権利の放棄についてです。

本件は、県が債務者に対して有しますやまとベンチャー企業育成ファンド組成事業貸付金について、記載の理由により回収が不能となりました金3,571万4,585円を放棄しようとするものです。

投資事業有限責任組合やまとベンチャー企業育成ファンドがファンドの名前ですが、これは、地域社会に貢献する経営理念を持ち、将来性が高いベンチャー企業に対してファンドを通じた資金支援と経営者に密着したさまざまな育成支援を提供して、成長を促進する目的を持って設立したファンド、基金です。県は平成17年2月、現在の公益財団法人奈良県地域産業振興センターに対して、同ファンドの出資原資として、無利子で貸し付けを行ったものです。このファンドは国の起業支援ファンドの仕組みを活用して組成したもので、10社のベンチャー企業に対して投資を行いました。しかし、ベンチャー支援は、創業初期段階における先の見えない将来の成長、期待に基づいて、県がリスクを負って、県だけではなく、その組合の参加者が、リスクを負って資金を供給するというものです。この期間にはサブプライムローン、平成19年、あるいは、それに続くリーマンショック、平成20年ですが、世界中に金融危機をもたらした外部環境が大きく不利に左右するなど、投資先企業の業績が伸び悩む中で、運用期間が満了し、組合が解散されることとなりました。県としては、償還期限の到来に際し、債務者に対して償還を求めましたが、組合の清算終了登記も終わり、返済を受けた額1,428万5,414円以上の回収が不能となったため、債権放棄の議決をお願いするものです。

35ページ、議第70号、損害賠償請求事件についてです。

平成23年度、平成24年度の県からの委託事業ですが、顧客共有プラットホーム構築

事業の委託料を事業の受託者であるナカオカ株式会社、代表取締役が中岡徹朗ですが、そちらが不正に受給し、県に損害を与えたことから、同社及びその代表者の双方に対して損害の賠償を求める訴えを奈良地方裁判所に提起しようとするものです。

当法人の代表者である中岡徹朗は、ことし2月に検察により起訴され、現在、刑事裁判が係争中ですが、検察側の起訴事実を全面的に認める陳述をしています。県では、契約の解除により相手方に返還を求めてまいりました支払い済みの委託料4,200万円余について、刑事裁判が始まって初めて謝罪があったり、金銭の返還は全くなされない、代表者に何ら誠意ある対応が見られない、多額の公金を不正に受給し、県に損害を与えた責任を会社だけでなく、個人にも問い、それを法定の場で明らかにする必要性が高いということで、判決を終えることによって強制力を裏づけにして債権回収を進めたいことから、記載の訴えを提起したいと考えており、議決を求めるものです。

39ページ、報第1号、平成27年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてです。

産業・雇用振興部所管の一般会計予算繰越明許費繰越計算書について説明します。

44ページ、第7款雇用政策費、第2項職業訓練費において、県内就労あっせん企業支援事業から中間的就労サポート事業までの7つの事業を繰り越ししており、繰越額は合計8,427万4,000円となっています。

続いて、47ページ、第9款産業振興費、第2項産業政策費です。漢方のメッカ推進プロジェクト事業と伝統工芸活性化事業の2つの事業で、合計840万円を繰り越ししています。

産業・雇用振興部全体での繰越額の総額は9,267万4,000円となっており、繰り越し理由としては、国補正予算への対応のため、2月議会において補正予算化していたものであり、繰越事業について、計画的な進捗を行い、着実な実施に努めたいと考えています。

次に、61ページ、報第12号、公益財団法人奈良県地域産業振興センターの経営状況の報告についてです。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、提出した公益財団法人奈良県地域産業振興センターの経営状況について説明します。

まず、平成27年度の事業報告、決算について説明します。

「公益財団法人奈良県地域産業振興センター、平成27年度事業報告書」の1ページ、

概要についてですが、県内の中小企業の自立、成長、継続への支援により県内産業の振興を図ることを使命とします当センターでは、経営力の向上、企業価値の向上、経営基盤構築と、その3点を重点的に支援する方針で事業を実施しました。

その主なものについて説明します。

4 ページ、1 番の経営力支援（1）経営品質向上への支援です。県内企業経営者の経営品質の向上について個別指導を実施し、経営力強化のための意識醸成セミナーを開催しました。

（2）中小企業若手経営者事業拡大支援事業、緊急雇用の事業ですが、平成27年2月に契約しており、県からの委託を受けて失業者を雇用し、平成27年度は中小企業の若手経営者後継者の人材育成や事業拡大を支援するため、セミナーの開催計5回、県外企業視察2社、東京ギフトショーである展示会視察、ベトナムの海外企業視察という事業を実施しました。

5 ページ、（3）専門家による個別企業支援として、県内企業が抱えるさまざまな経営課題に対して、国のミラサポ制度を活用して、専門家派遣によるきめ細かな経営支援を行いました。

6 ページ、（4）ものづくり企業への連携訪問として、奈良県産業振興総合センター、一般社団法人奈良県発明協会及び当財団が連携して、ものづくり企業を中心に29社を訪問し、さまざまな補助金の獲得支援のほか、種々の経営課題の解決のための支援を行いました。

（5）中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業、通称よろず支援拠点ですが、国の委託を受けて、平成26年6月によろず支援拠点として開設しました。平成27年度は9名のコーディネーターがワンストップで県内中小企業、小規模事業者から寄せられる課題やニーズに応じて、きめ細かな対応を行い、現場の課題に対する総合的なサポートを実施したところです。

（6）窓口相談事業で、県内企業が抱えるさまざまな経営課題の解決や新たな事業展開等を支援するため、相談窓口を設置して、467社、延べ823件の相談に対応し、特に高度な内容の相談に関しては、専門家による課題解決を行ったところです。

7 ページ、情報提供・広報事業として、県内のすぐれた企業経営者を紹介するなど、今後の企業活動に役立ててもらおう気づきを提供することなどを目的とした「なら産業ジャーナル」という冊子を発行しました。そのほか、メール等、さまざまな媒体を通じて県内企

業に情報発信を行ったところです。

2番の企業価値向上支援です。(1) B to B マッチング促進事業、いわゆるビジネス・ツー・ビジネスということで、企業間のマッチングですが、ものづくり企業の新事業、新商品の販売力を高めることを目的に、中小企業が保有する優秀な技術をもとに、大学等研究機関も含まれますが、企業と企業を結びつけるため、コーディネーター等が県内企業等232社、県外企業等232社を訪問し、7件の協業成立を支援しました。

9ページ、(2)「(仮称)モノづくりイチ押し企業inなら」という冊子の作成事業です。独自の技術や優位なシェアを有し、外部から一定の評価を得たきらりと光る県内のものづくり中小企業の46社を紹介する冊子を作成しました。今後、トップセールス、プロモーション等により県内外の大手企業や支援機関等に配布することで、企業間連携、産学官連携を推進していきたいと考えています。

10ページ、(4)なら農商工連携ファンド事業です。独立行政法人中小企業基盤整備機構、地元金融機関、県からの拠出により、25.1億円の基金を造成しています。その運用益を活用して、中小企業者と農林漁業者が連携して取り組む新商品の開発や販路開拓事業等に対して助成するものです。試作品開発を行う11件の事業者に対して助成を実施しました。

11ページ、(5)奈良県中小企業等外国出願支援事業です。外国への事業展開を計画しています中小企業が外国の特許庁へ支払う出願手数料などの費用の一部について国の支援を受けて7社に助成を行いました。

12ページ、戦略的基盤技術高度化支援事業、通称サポインと称していますが、国の採択を受けたものづくり基盤技術の高度化に資する3件の研究開発プロジェクトに対して、事業管理機関として参画し、研究から試作までの事業管理を実施しました。

13ページ、3番、経営基盤構築支援です。中小企業の経営基盤の強化を図るため、設備投資に対する資金面の支援として、新たな制度のもとに設備貸与を行いました。

ベンチャー企業創出等支援については、やまとベンチャー企業育成ファンドへの出資を通じて支援してまいりましたが、平成27年度末をもって組合が解散となり、本事業は終了しました。先ほど議案として説明した件です。

ITセミナー開催事業では、中小企業によるITの有効活用を促進するため、国の補助を受けて奈良県情報化基盤整備促進基金を造成し、セミナー、研修などの開催を実施してまいりました。今年度からは新たな形で実施することとなりましたので、平成28年度事

業計画で説明します。

19ページ、財務の報告です。

貸借対照表と正味財産増減計算書で説明します。まず、全事業の貸借対照表で、資産合計は57億5,761万8,295円、負債合計は47億5,106万924円、正味財産は10億655万7,371円です。

22ページ、全事業の正味財産増益計算書です。民間企業の損益計算書に当たる部分で、一般正味財産増減の部の中で、経常収益の計は8億8,649万357円、23ページ、経常費用の合計は8億8,505万1,887円、経常費用の評価損益計ですが、先ほど申し上げたベンチャー企業育成ファンドの解散に伴い、投資有価証券の評価が確定した結果、816万4,895円の赤字となっています。当期経常増減額も経常利益143万8,470円から、評価損益を差し引きまして、672万6,425円のマイナスとなっています。一方、経常外増減額は、経常外収益及び経常外費用ともに計上がありませんでした。これに指定正味財産増減額を加えますと、平成27年度正味財産期末残高は、10億655万7,371円となりました。

以上で平成27年度の事業報告書の説明を終わります。

続いて、平成28年度事業計画書を説明します。

「公益財団法人奈良県地域産業振興センター、平成28年度事業計画書」の1ページ、概要について、先ほどの事業計画同様、平成28年度についても、引き続き当センターは県の産業政策のもと、奈良県産業振興総合センターをはじめ、ほかの産業支援機関との連携を図りながら、中小企業の自立、成長、継続を図ることを使命に、中小企業を総合的に支援する事業に取り組みます。

内容について説明します。

2ページ、1番、経営力向上支援です。中小企業の経営力強化や課題解決のために5つの項目を進める計画で、(1)経営品質向上への支援、(2)中小企業若手経営者育成支援事業、(3)専門家による個別企業支援、(4)ものづくり企業への連携訪問、(5)よろず支援拠点ですが、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援、よろず支援拠点での相談事業です。3ページ、(6)窓口相談事業、(7)情報提供・広報事業で合計7つの事業を取り組みたいと考えています。

2番、企業価値向上支援です。企業価値の向上を図るために、新事業への取り組みや新技術、新商品、新サービスの開発の取り組みへの支援として、(1)BtoBマッチング

促進事業、4ページ、(2)積極的な海外展開を行う企業冊子、英語版での作成事業、
(3)事業計画等策定支援事業、(4)なら農商工連携ファンド事業、5ページ、(5)奈良県中小企業等外国出願支援事業などを実施する予定です。

7ページ、3番、経営基盤構築支援です。中小企業の経営基盤の強化を図るための支援として、(1)設備貸与事業、8ページ、ITセミナー開催事業、(5)地域データベースの運用などを行います。ITセミナー開催事業、地域データベースの運用については、国の補助も受けて奈良県情報化基盤整備促進基金を造成し、これら事業を実施しましたが、国の補助事業が終了したことに伴い、基金のうち国庫補助金相当額を国へ返還し、新たに奈良県情報化促進基金事業として実施してまいります。

収支予算について説明します。

9ページ、合計欄の一般正味財産増減の部における経常収益は9億1,986万873円、10ページ、経常費用は10億6,684万9,873円を見込んでおり、当期経常増減額は1億4,698万9,000円を見込んでいます。これに指定正味財産増減額を加えますと、平成28年度末の正味財産期末残高は6億5,224万2,154円を見込んでいます。

以上をもちまして、公益財団法人奈良県地域産業振興センターの経営状況及び事業計画についての説明を終わります。

平成28年6月定例県議会に提出しています産業・雇用振興部の議案についての説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○福谷農林部長 農林部の関係議案について説明します。

資料「第324回定例県議会提出議案」の30ページ、議第66号の市町村負担金の徴収についてです。

農林部所管は、県営土地改良事業です。地方財政法及び奈良県営土地改良事業分担金等徴収条例の規定に基づき、工事により利益を受ける市町村に対し、受益の限度において費用の一部をご負担いただくものです。

対象事業は、県営農地環境整備事業、一般農道整備事業、県営ため池整備事業等をしており、関係市町村は大和高田市ほか11市町村で、事業費は5億8,471万円、負担率は記載のとおりです。負担金額は7,724万8,000円となっています。

32ページ、議第67号、農業研究開発センター整備事業に係る請負契約の変更です。

農業研究開発センター等新築工事、建築工事ですが、請負契約の変更について、議会の

議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議決を求めるものです。

この工事は、研究、教育棟の主要施設6棟について、拠点施設の移転整備を行うものです。工事場所は桜井市池之内、工事期間は平成28年7月8日までとなっています。契約金額は14億3,076万4,560円、契約の相手方は中尾・中和特定建設工事共同企業体です。しかしながら、契約金額及び工期に変更が見込まれることから、請負契約の変更をお願いするものです。契約金額は1,973万1,600円、1.4%の増額、工事期間は平成28年7月29日までで、3週間の延長となっています。

39ページ、報第1号、平成27年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてです。

農林部所管の一般会計予算繰越明許費繰越計算書について説明します。

44ページ、第8款農林水産業費ですが、NAFICを核としたにぎわいづくり事業から47ページ、治山事業までの35事業で、繰越額は合計28億2,539万円余となっています。そのうち、国の補正予算に対応するなどのため、昨年度の2月補正予算に計上したことによるものが24事業で6億7,398万円余、その他は土質の改良に係る工法検討や工事の施工に係る地元調整に不測の日数を要したことなどによるものです。

49ページ、第13款災害復旧費ですが、林道災害復旧事業において、繰越額が4,101万円余となっています。繰り越し理由は、工事の施工に伴う地元調整に不測の日数を要したことなどによるものです。

農林部所管の事故繰越し繰越計算書について説明します。

50ページ、第13款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費ですが、融雪を含む降雨の影響により山腹斜面が不安定化し、工事箇所への仮設進入路の工法再検討に不測の日数を要したことから、事業主体である市町村の事業におくれが生じ、林道災害復旧事業において309万円余の繰越額となっています。

繰越事業については、関係機関や地元とも調整を図りつつ、事業の早期完了に努めたいと考えています。

奈良県病害虫防除所等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

「経済労働委員会資料(条例)」の1ページ、奈良県病害虫防除所が橿原市四条町から桜井市池之内へ移転するのに伴い、奈良県病害虫防除所等に関する条例の一部を改正するもので、施行期日は、平成28年9月1日を予定しています。本条例の改正案は2ページ、

新旧対照表は3ページに記載しています。

それでは、公社等の経営状況の報告について説明します。

報第8号、奈良市場冷蔵株式会社の経営状況の報告です。

資料「奈良市場冷蔵株式会社、平成27年度業務報告書」の1ページ、奈良市場冷蔵株式会社は、県中央卸売市場における生鮮食料品流通に不可欠な冷蔵施設を有する冷蔵倉庫会社として、市場の円滑な運営と県民への食の安定供給に対して大きな役割を担っています。奈良市場冷蔵株式会社の資本金は1,000万円、うち県は490万円を出資しています。

事業の実施状況ですが、近年の市場離れや市場外流通の増加など厳しい環境のもと、経営改善に努めてまいりましたが、依然厳しい状況となっています。

取り組み状況ですが、保管収入高は1億7,843万円余で、対前年度比3.2%の減となりましたが、業務指導量等の収入の増により、営業収入は3億806万円余と、対前年度比0.15%の微増となりました。

3ページ、財務の報告で、貸借対照表と損益計算書で説明をします。

貸借対照表ですが、資産合計は7,553万円余です。負債合計は5,819万円余です。純資産合計は1,734万円余です。

4ページ、損益計算書で、保管収入など売上高は3億806万円余、売上原価は3億1,323万円余となっており、営業外収益、営業外費用を含めた経常利益はマイナス753万円余を計上しています。法人税、住民税の納税、法人税等調整後の当期純利益はマイナス453万円余となっています。

以上で業務報告書の説明を終わり、続いて、平成28年度事業計画書を説明します。

資料「奈良市場冷蔵株式会社、平成28年度事業計画書」1ページ、平成28年度事業計画です。平成28年度についても、県民の食生活に寄与する必要不可欠な業務であるという使命感に立ち返るとともに、健全な経営環境を実現し、新たな事業展開を行ってまいります。

事業計画の概要ですが、前年度の課題認識を踏まえ、場内貨物の保管スペースの適正案分を継続して実施します。また、場内取り扱い作業の見直し、及び作業品質の向上に努めるとともに、引き続きローコスト運営を継続し、収益力の向上を図ってまいります。

2ページ、平成28年度の収支計画については、収支計算書で説明します。事業活動収入は、基本財産運用収入ほかで3億1,636万円です。事業活動支出は3億304万円

余で、事業活動収支差は1,331万円余です。事業活動収支差額に事業外活動収支などを合わせて、当期収支差額が1,564万円余となります。

以上で奈良市場冷蔵株式会社の経営状況の報告を終わります。

次に、報第9号、公益財団法人奈良県食肉公社の経営状況の報告についてです。資料「公益財団法人奈良県食肉公社、平成27年度業務報告書」の1ページ、事業の実施状況について報告をします。平成26年4月1日から公益財団法人に移行し、畜産振興と県民生活の向上に寄与するという公益目的に沿って、衛生的な食肉の安定供給等に関する事業を行っているところです。センターの経営改革に取り組んできた結果、平成25年4月から当公社が直接実施をしていると畜業務については3年が経過、その間、おおむね順調に推移をしており、施設管理業務を含め、効率的で透明性の高い運営に努めてまいりました。平成27年度からは、老朽化が進んでいる施設のうち、センターの基盤施設であり、重要な役割を担っている冷却施設、冷却設備について、3カ年の計画で順次更新をしているところです。また、食肉処理施設における衛生管理手法のHACCP導入を見据え、自動手洗い機の増設をしました。今後にも必要な施設改修を計画的に進めたいと考えています。

2ページ、平成27年度の取扱状況については、牛2,502頭、豚9,013頭がと畜解体処理され、牛2,164頭、豚4,105頭が上場取引されました。

5ページ、財務報告について説明します。

貸借対照表と正味財産増減計算書について、平成26年4月から公益財団法人に移行したことにより、公益目的事業会計と法人会計の内訳についても示しています。貸借対照表ですが、資産合計が35億6,552万円余、負債合計は1億4,089万円余、正味財産は34億2,462万円余です。

7ページ、正味財産増減計算書については、経常収益は基本財産運用益等で3億8,128万円余です。

8ページ、経常費用は事業費及び管理費で4億2,133万円余、当期経常増減額は4,004万円余の減となっています。これは、主に現金の支出を伴わない建物、構築物等の減価償却費分です。

以上で業務報告書の説明を終わります。

続いて、平成28年度事業計画書について説明をします。

資料「公益財団法人奈良県食肉公社、平成28年度事業計画書」の1ページ、事業の実施方針について説明します。県民に安全・安心な食肉の安定供給を図るため、近年、世界

的にも推奨されている食品の衛生管理手法であるH A C C Pの導入を視野に入れ、中核業務である屠畜業務について衛生管理の徹底を図り、施設管理業務についても、衛生管理設備の改修及び老朽化した設備の更新に計画的に取り組みます。

事業計画の概要について説明します。具体的には、H A C C Pの早期導入に向けたマニュアル作成や研修などの実施、さらに計画的な衛生管理設備の改修や冷却設備の更新を進めるとともに、と畜頭数の増加に向けた取り組みや人件費等の経費削減により、効率的で透明性の高い運営に努めます。

2 ページ、一方、周辺地域の環境保全については、食肉センター環境保全対策協議会を通じ、地元自治会等と必要な協議を行ってまいります。

3 ページ、平成28年度収支予算書について説明します。収支予算書についても、公益目的事業会計と法人会計の内訳について示しています。経常収益は基本財産運用益等で3億9,174万円余です。

4 ページ、経常費用は事業費及び管理費で4億4,651万円余、一般正味財産増減額は5,476万円余の減です。一般正味財産増減額のマイナス分は、建物構築物などの減価償却費等に相当する金額です。

以上で奈良県食肉公社の経営状況の報告を終わります。

報第10号、公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターの経営状況の報告についてです。

資料「公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター、平成27年度業務報告書」の1ページ、平成27年度事業報告について説明します。公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターは、平成27年4月1日に事務所を橿原市四条町88番地から橿原市畝傍町53番地に移転をしました。平成27年度においては、意欲ある担い手への農地の集積、拡大を図る農地中間管理事業を中心に事業を実施しています。

主要事業について説明します。

農地の集積、集約化では、農地中間管理事業で70件、171.0ヘクタール、担い手への農地の貸し付けを行いました。旧農地保有合理化事業は、農用地の貸借等、記載のとおり実施をしています。担い手の育成確保では、新規就農相談は69件あり、担い手育成確保支援事業、イチゴスペシャリスト育成確保事業では1名に実践研修を実施しました。農業人材の活用では、県で設置した高齢者人材バンクを活用し、4名の人材派遣を行い、担い手農家への農作業、繁忙期の労働支援や4万2,170平方メートルの耕作放棄地の

再生作業等を行いました。詳細については、2ページから6ページに記載のとおりです。

9ページ、財務の報告ですが、貸借対照表と正味財産増減計算書で説明します。貸借対照表については、資産合計は1億8,396万円余、負債合計は3,487万円余です。

10ページ、正味財産は1億4,908万円余です。

11ページ、正味財産増減計算書についてです。一般正味財産について、経常収益は基本財産運用益等で6,201万円余です。

12ページ、経常費用は7,934万円余、当期一般正味財産増減額は1,733万円余の減です。この一般正味財産と指定正味財産を合わせた正味財産期末残高は1億4,908万円余です。

以上で業務報告書の説明を終わります。

平成28年度事業計画について説明をします。

資料「公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター、平成28年度事業計画書」の1ページ、平成28年度事業計画について説明します。1ページから4ページに記載のとおり、農地の集積、集約化を図るため、担い手の確保、農地のマッチングを推進することとし、引き続き収入確保、経費節減に努めながら、重点的に事業展開を図ることとしています。

5ページ、平成28年度の収支計画について、正味財産増減予算書で説明します。一般正味財産について、経常収益は基本財産運用益等で2億1,917万円余です。

6ページ、経常費用は2億2,561万円余、経常外費用を加えた当期一般正味財産増減額は896万円余の減です。一般正味財産と指定正味財産を合わせた正味財産期末残高が1億5,052万円余です。

以上で公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターの経営状況の報告を終わります。

報第11号、公益財団法人奈良県林業基金の経営状況の報告についてです。

資料「公益財団法人奈良県林業基金、平成27年度業務報告書」の1ページ、事業実施報告ですが、当基金は、基金造林事業において、森林整備、木材生産機能の拡充はもとより、水資源の涵養、自然環境の保全など森林の多面的、公益的機能の発揮、就業機会の確保、林業労働力の育成確保に努めてきたところです。しかしながら、林業を取り巻く情勢は、ご承知のように、依然厳しく、木材価格が低迷している中、長期の収支見込みは大幅な赤字が予想されています。そのため、奈良県林業基金経営改善検討会を開催し、検討を重ねてきた結果を受けて、その後の理事会において速やかな債務整理を進め、平成28年

度末をもって解散する方針が議決されました。そして、平成27年5月に奈良地方裁判所に民事再生手続開始を申し立て、同11月に再生計画の認可決定が確定しました。その後は、債務の整理をはじめとした再生計画を着実に進めているところです。

2ページ、2事業の概要、1林業労働後継者育成事業ですが、4つの事業、具体には労働者への研修、助言、指導事業などを実施しています。

3ページ、2森林整備事業で、(1)基金造林事業においては、法的整理に必要な事務や契約者への説明及び契約変更事務等を実施しました。以下、4ページまで記載のとおり事業を実施しています。

6ページ、財務報告で、貸借対照表と収支計算書で説明します。貸借対照表ですが、資産合計は3億4,288万円余、負債合計は1億9,768万円余です。

7ページ、正味財産は1億4,519万円余となっています。

18ページ、損益ベースの収支計算書です。

19ページ、正味財産期末残高は、前年度4億51万円余に対して2億5,531万円余減の、当年度1億4,519万円余となっています。

以上で業務報告書の説明を終わります。

平成28年度事業計画書について説明します。

資料「公益財団法人奈良県林業基金、平成28年度事業計画書」1ページ、1林業基金の現況と事業実施方針ですが、平成28年度については、土地所有者との契約変更や地上権譲渡の手続を継続して行い、解散後、基金造林事業の県への円滑な事業譲渡や県有林受託事業を県に返還するための準備を進めてまいります。林業労働力対策は今後も重要な役割が期待されていることから、林業労働力確保支援センターとして引き続き事業を実施します。

2ページ、2事業計画の概要、1林業労働後継者育成事業です。(1)基幹的林業労働後継者育成事業については、前年度に引き続き、林業労働者の福利厚生に要する経費や技能知識を習得させるために必要な経費を林業事業体に助成します。

3ページ、2森林整備事業です。(1)基金造林事業については、基金解散後、奈良県への事業譲渡が円滑に進められるよう、県への基金造林事業承継手続等を実施します。

6ページ、平成28年度の収支計算書は、収支予算書で説明します。経常収益は2,925万円余、経常費用は8,402万円余です。

7ページ、正味財産期末残高はマイナス1,371万円余です。

公益財団法人奈良県林業基金の経営状況の報告については、以上です。

以上で農林部の提出予定議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○和田委員長 ただいまの付託議案の説明について、質疑があれば、ご発言を願います。

なお、その他の事項については、後ほど質疑を行いますので、ご了承ください。

○今井委員 付託議案の案件の第60号の権利放棄の問題で質問をします。

やまとベンチャー企業育成ファンド事業で、貸付金の問題ですけれども、やまとベンチャー企業育成ファンドが平成17年2月につくられていますけれども、3社によるプロポーザルの結果、ヒューチャーベンチャーキャピタルが10年間行うようになったと聞いています。この3社の中に奈良県の企業が入っているのかどうか。また、投資先企業の中に奈良県の企業がどのくらい入っているのか。その点についてお尋ねします。

食肉センターの関係ですけれども、平成27年度業務報告書を見ますと、年々処理頭数が減少しているように思われますけれども、この点で、TPPの関係など、非常に今、厳しい状況が生まれるのではないかと思います。これについてはどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

公益財団法人奈良県食肉公社の報告書の中で、平成27年度業務報告書、13ページ、奈良食肉株式会社の未収金の金額が出ています。1,276万円という数字が出ており、未収金部分が年々ふえているように思いますが、このことについてはどのようになっているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

林業基金の解散について、職員が10人おられるということですが、解散後、職員はどうなるのか、その点についてもお聞かせをいただきたいと思えます。

○林産政策課長 ベンチャーファンドでの件の質問で2点あり、プロポーザルに3社応募していただきましたが、奈良県の企業はゼロで、京都府の企業が1社と東京都の企業が2社で、ヒューチャーベンチャーキャピタルは京都府の企業です。

投資先ですけれども、10社に投資をして、そのうち県内に研究所を有したり、事業の拠点があったり、奈良県に本社があったりという、奈良県絡みの企業が6社ありました。以上です。

○桜木畜産課長 委員から質問の食肉センターの件で、食肉センターの稼働状況ということで、と畜頭数になると思えますが、今の年間の予定として、牛が3,000頭、豚が10,000頭を目標としています。確かに平成25年、平成26年、平成27年と牛のと畜頭数は減っていますが、この原因が子牛価格の高騰や飼料費が高くなっており、県内の

畜産農家の牛舎の牛自体の数が減っており、こういうことになっています。

豚を見ますと、平成26年度から比べて平成27年度は17%にふえており、これも平成25年度、平成26年度は全国的な伝染病の発生で豚の頭数が減ったのですけれど、やや伝染病も鎮静化して、平成27年度は17%増という結果になっています。

奈良食肉株式会社への未収金ですけれど、これは決して年々ふえているわけではなくて、たまたま、入れてもらう時期がずれたということです。

○熊澤林業振興課長 林業基金の職員についてですが、10人のうち6名は県の職員ですので、県に戻ってまいります。あと4名は再雇用職員及び日々雇用職員です。再雇用職員1名及び日々雇用職員1名は林業労働力支援センターですので、引き続き雇用されて、その後、あとの2人のうち、雇用意思がありましたら、また紹介することになります。以上です。

○今井委員 ヒューチャーベンチャーキャピタルの関係ですけれども、やまとベンチャー企業育成ファンドの資料をいただきました。10社のうち、分配額がゼロが2社で、294円が1社、あとはいろいろ出ており、10年間に全く分配がない、294円しか返していないところがありますけれども、この10年間、県は5,000万円というお金を出資されて、何もされていなかったのか。何かそれに対して問い合わせをしたり、指導したりなど、そういうことがあったのかについてお尋ねしたいと思います。

○林産業政策課長 今回のこの制度ですけれども、平成16年当時の予算の議決を経てやったものです。国の起業支援ファンド制度を利用して、挑戦するベンチャー企業に対して投資によって支援を行うという制度です。今回、投資事業有限責任組合契約に関する法律の枠組みによって、ヒューチャーベンチャーキャピタルが無限責任組合ということで1社。無限責任組合といいますのは、ベンチャー投資ができるという、ある意味免許を持った企業で、その企業プラス今回、県を通して財団が出資して、財団プラス5社で組織されたものです。10年間という定められた運用期間内に企業の成長の可能性と企業価値を見定めることが必要になるわけで、出資をした企業に対して支援をするという高度なノウハウが必要となりますので、金融商品取引業の免許を持っているプロの方を無限責任組合、ヒューチャーベンチャーキャピタルに投資をお任せしたという制度です。

その投資後、どのような形でかかわっていったかという話ですけれども、毎事業年度の中間期に中間報告を受け、各事業年度の終了時点で、毎年、ヒューチャーベンチャーキャピタルから投資組合の財務状況について報告を受けています。同時に、議会に対しても財

団の事業報告の中で状況報告を行ってきたところです。以上です。

○今井委員 横文字で、非常になれない言葉がたくさん出てきますので、ヒューチャーベンチャーキャピタルということで調べてみました。そうしましたら、やまとベンチャー企業育成ファンドから奈良県の企業に投資したということがホームページ、インターネットの中に紹介されているものがありました。このファンドからの投資はこれが初めてですと書いていますので、このA社に照合するところではないかはこのものを見たのですけれども、このA社に関して県はどのように報告を受けておられたのか。その点がわかりましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○林産業政策課長 A社に関しては、2005年に投資紹介をしまして、最終的に終了しているのが2009年で、結果的に上場までいかに倒産をしたという結果になり、投資金額がここに関しては返ってこなかった状況です。以上です。

○今井委員 A社のことで調べてみたのですけれども、倒産したということで、この会社はないだろうと思いましたが、今も会社をされており、全国では大阪本社、東京本社、福岡、仙台、鹿児島、横浜、奈良にも事業所があると書かれています。6月16日の求人情報にもA社の求人が出ており、来年にも株の上場を目指すという書き方をされているものがあつたので、これがこのA社であつたとするならば、1円も回収なしで、倒産という形で今回、奈良県の権利放棄が出てきているというのはおかしいと考えるのですけれども、このことで県は調べて、わかることがあるのでしたら、お聞かせをいただきたいと思います。

○林産業政策課長 当初、出資を受けたときから、営業譲渡といえますか、事業を別会社に譲渡されて、譲渡された会社が現在も運営をしている状況です。以上です。

○今井委員 どういう形でその会社がなくなって、今の会社になっているか、よくわかりませんが、同じ名称の会社が創立2000年7月となっていますので、潰れたと理解していないのですけれども、それについては、もう一度、県で調査をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○林産業政策課長 先ほど申し上げましたが、詳細については、もう一度確認します。以上です。

○今井委員 ぜひそのようにしていただきたいと思います。

先ほどご回答をいただきました食肉センターですけれども、今後、TPPの関係で食肉の関係の分野は非常に大きな影響を受けるのではないかと思います、それに関して、県

としてはどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○桜木畜産課長 TPPの影響ですけれど、奈良県の場合、例えば牛でしたら大和牛、豚でしたらヤマトポークという形でブランド化を図っており、TPPになり、外国からの安い牛肉が入ってきても、大和牛の場合は和牛ですので、もともと品種が違うというすごいアドバンテージがありますので、余り競合することはないと考えています。豚についても、ヤマトポークということで、年間4,000頭弱出荷があり、消費に追いついていない状況ですので、全く影響がないとは言いませんけれど、奈良県の場合、影響は少ないのではないかと考えています。以上です。

○今井委員 今、37%の関税が25%になるということで、だんだん下がっていくと言われてはいますが、このあたりの影響調査については何かされていることがありますか。

○桜木畜産課長 影響調査は、生産者や流通業者のTPPに対する今後の対策などは聞かせてもらったりはしています。以上です。

○今井委員 どのように聞かせていただいていますか。

○桜木畜産課長 最初に述べましたように、大和牛もヤマトポークも今の段階でも消費に追いついていない現状であるし、地産地消、さらに付加価値をつけて、輸入の牛肉や豚肉との差別化を図りたいと考えています。以上です。

○今井委員 その他のところでTPPのことについて聞きたいと思いますので、この点については、これで結構です。

林業基金の関係ですけれども、雇用されている方のその後の補償は大事なことになると思いますので、ぜひそれについては十分に配慮して考えていただきたいをお願いします。

○和田委員長 要望です。

ほかに委員の皆さん、説明に対していいですか。

○松尾副委員長 洋服を最後の日まで協力させていただいております。個人的な感想ですが、少し暑いかと思っています。冬にスーツの中に着るベストならちょうどいいのかと思ひまして、エコを外されてもいい販売の仕方もあるのではないかと思います……。

(「似合っています」と呼ぶ者あり)

似合っていますか。ありがとうございます。

今井委員の質問に腑に落ちないところがあり、追加で聞かせていただきたいと思うのですが、A社の件で、今、初めて聞いて驚いたのですが、権利の放棄は、権利の放棄をする

きちんとした理由、合理性がなかったらだめだという最高裁判所の判決も出ているのです。今、聞かせてもらったA社のことだけでも、権利放棄する合理性など全くないのです。説明の中で県議会にそれを出されて、まだ会社は存在していませんと言っていますけれど、しているかどうかわからない状況で権利放棄をしてくださいと言っても、このようなことは許されないだろうと思っているので、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それと、先ほど中小企業整備機構の指示で当初、ファンドを設立したと書いてあり、このスキームが書かれているのですが、ここには有限責任組合、いわゆる県などが出資団体で、ここからファンドに出資するとなっているのです。ここにベンチャー企業ファンドと、県の契約書には貸付金としてあるのです。地方自治法を調べていけば、貸付金でしたら、一番最初に当初予算を議決して、個々それぞれのそこからの貸し付けについての議会の説明がなく、しなくていいのです。出資金の場合は、個々それぞれ出資するときに、再度、議会の議決が要るような地方自治法の解釈です。それなら、作為的に当初の予算だけ組んでおいて、議会の報告は都度都度しないで、報告だけもらって知事が勝手に貸し付けたわけです。勝手に貸し付けてみんなで責任、回収できませんから、済みませんと言われても、勝手にした行為ですからとしか、おかしいと思うのですが、どうして貸付金となっているかという理由も教えていただきたいです。とりあえずこの2点を、お願いします。

○林産業政策課長 財団にどうして出資金という形で貸し付けをしたかということですが、財団については、中小企業の経営ノウハウ、経営支援のノウハウを持つワンストップの機関で、企業情報などの支援ノウハウを蓄積しているところです。償還を前提とした貸付金とすることでもちまして、そのノウハウを持つ財団が主体的にファンドにかかわることも期待したところです。

もう1点、なぜ権利放棄するのかという点で、先ほども説明しましたが、今回、国の起業支援ファンド制度を活用して事業実施をしたところで、組合組成事業の貸付金ということで、用途を限定して予算措置をされたところです。投資有限責任組合の清算終了により、組合員、財団ですけれども、出資割合に応じて分配を受けましたが、結果として、今回、分配額が貸付額に満たないことになりました。今回、当初、出資金貸し付け契約を結んで、貸付先からの償還免除申請をもって県が償還を免除することと当初の契約上でうたわれています。一方、今回、ベンチャー投資ですので、例えばキャピタルゲインが発生することも当然予想されたところですが、その場合には、利益プラス貸付金の全額を県に納

付していただくという両面を持つ契約であったところです。

地方自治法で、出資についても、今回は予算という形で措置をしたのですが、当初、出資をして、例えば出資金は地方自治上の財産になるのですけれども、出資財産を例えば何かと交換をしたり別の出資目的にしたり、支払いに充てるなどという場合には、このおっしゃっている議6号の議決は必要になるようで、今回、出資したものが若干増減をしているという、各期で当然増減をしたりしますけれども、その増減については、先ほど申しました財産の処分的なものには当たらないということで、議会の議決をそのたびに受ける必要はないとなっているようです。以上です。

○松尾副委員長 解釈の違いだと思います。絶対に必要だろうと思うのです。だから、作為的にやっていると思わないのです。もう一回地方自治法を読んでもらったら、多分、必要だと思う。これは解釈の違いなのです。A社の件について言っていないので、言ってください。

○林産業政策課長 先ほど今井委員に説明したぐらいしか、私も存じ上げていません。調べさせていただいて、報告をしたいと思います。

○松尾副委員長 県議会に権利の放棄を議案として出してくるということは、きちんと調べておかないといけないのではないですか。今、今井委員が、A社はまだ存在していますと言われて、いや、存在していませんという答えがきちんと返ってこないとおかしいのところがいますか。どう思いますか。

○森田産業・雇用振興部長 A社に関して、私がこの議案の前に確認したのは、一度破綻している事実は確認しています。その後、どういう形で今、事業を存続しているかについて、その後は状況を把握していませんので、今、一旦破綻、民事再生、会社更生などをした後に再生、また事業を継続しているのではないかと捉えますので、その破綻後の経緯がどうであったかは、再度確認して、報告したいと思います。

一度、債権放棄を、出資したときに、投資先で回収を一旦断念しています。事業が続いているのに、債権放棄をすることは、投資会社が放棄するのはありませんので、一旦は事実として何らかの法律、どの法を使ったかわからないですが、破綻という状況に陥ったことは、一回落ちたことは確認したところです。その上で議案としては提出させていただいたところです。繰り返しますが、その後、どういう経緯をたどって事業継続になっているのか、もう一度確認して報告したいと思います。以上です。

○林産業政策課長 産業・雇用振興部長からも説明がありましたが、2009年5月に民

事再生の申し立てをしているということで、一旦破産をしていると。今、今井委員から、ネットで検索をしたら出てくるという話もあったのですけれども、全て古い情報で、その会社はないということで、当時、社長であった方も死亡されており、この投資をして、一旦運用を終了した段階では会社はなくなっていたというところですよ。以上です。

○松尾副委員長 前の会社はなくなっていて、今はあるのですか。言っていることがわからないのですけれども。産業・雇用振興部長の言っていることと産業政策課長が言っていることは、わかりません。

○森田産業・雇用振興部長 今、林産業政策課長が答弁申し上げた件は、まだ報告を受けていませんでしたが、民事再生後、どういう経緯をたどっているのか。社長が死亡したという事実も含めて、もう一度、一旦2009年に破綻した後の状況は、今の時点で正確に確認して報告したいと思います。以上です。

○松尾副委員長 それを報告してもらう前に議決があるのが非常に残念な話だと思うのですが、どうしようかと思うのですが、そのファンドと投資先の契約書の内容に、例えば潰れてしまって、そうしたら、投資した分は回収できませんと。しかし、民事再生から、その会社が今言うように復活してきたら、もう一度回収に行けるのか、行けないのか、その中の契約はどうなっているのですか。

○林産業政策課長 ヒューチャーベンチャーキャピタルと投資先の企業との契約については、一応企業の戦略上のある種、企業秘密的な部分になっていて、秘密保持契約を結んでいるところです。その分については、組合員である財団も含めて、県もなかなか知り得ない状況にあるところです。以上です。

○松尾副委員長 このような中途半端なことを言われても仕方がないので、一旦休憩して、対応を協議していただきたいと思います。

○和田委員長 それでは、ここで一旦休憩をさせていただきます。暫時休憩ということで、再開は、また連絡をします。

14:29分 休憩

15:03分 再開

○和田委員長 それでは、再開をします。

今、松尾副委員長から質問があったことに対して再度答弁をいただき、あわせて、先ほど今井委員の質問の中で、調査をしますというのは、今のいただく答弁の中で含まれるように推測します。答弁をいただいてから、それぞれ質疑を行いたいと思います。

○森田産業・雇用振興部長 休憩中にも少し申し上げましたが、先ほどの今井委員、松尾副委員長からのご指摘に関して、A社の分ですが、資料を確認して、2009年に民事再生法の適用を受けています。ですので、倒産していることは間違いのない事実だと思います。ほかの9社に関しては倒産ではないですが、ヒューチャーベンチャーキャピタルの投資運営会社としての判断として、事業の見込みがない、収益の見込みがないということで、その時点で損切りですが、投資回収、運用を終了しているという判断です。その点に関しては、無限責任組合員、ヒューチャーベンチャーキャピタルとしての事業見通しの判断をしたもので、我々はそれは妥当な判断だと考えています。

A社に関して、民事再生法を適用され、その後、事業譲渡、正確に言いますと、特許の譲渡をしているということです。それは間違いなく別会社に特許の譲渡をしていますので、そこに債務が引き継がれるかは、今の契約書を見たわけではありませんが、特許譲渡だけで債務も引き継がれることは通常ないと考えています。休憩中に確認できたことは以上です。

○松尾副委員長 今の休憩中だけの確認の手続でしたら、今井委員の持っているインターネットの会社がまだありますという書類もありますし、もっときちんと審査を登記簿など見るなどして、きちんと確認をしていただきたいです。信用しないと言っている話ではないのですけれど、もう一つの情報がこちらにもありますから、きちんと精査をしなければいけないと思います。

違う話なのですが、残りの9社に関しては、正当な理由で債権放棄しました、判断しましたと言われましたけれど、あくまでもヒューチャーベンチャーキャピタルが判断したわけです。我々は、債権放棄を議案で採決しなければいけない正当な理由が要るのです。その残りの9社に関して、確かに返ってきているところもあるから。債権放棄しなければいけなかった理由を1社ずつ教えてください。

○林産業政策課長 1社目は先ほど説明したとおりで、2社目のB社ですが、これについては、細胞膜透過技術の研究などをある程度行っておられましたが、この技術を使った製品化には成功したのですが、これを販売交渉をしている段階で、なかなか買い手が見つからなかったというところで、結果としてライセンス交渉もできなくなって、これについても資金繰りが困難になり、債務超過になって、会社の運営が厳しくなったというところで

3社目については、自動車の販売会社をやろうとしていたところですが、債権者の契約

上のトラブルがあり、結果として、資金繰りが困難になり、2009年に営業停止になり、ファンドとしては事業存続が非常に厳しいと見て、それ以降損切りをして、一部保有株式について経営者に売却をし、290円の分配額が出ています。

4社目は、町屋を利用した宿泊サービスの提供を行っていたところですが、投資後、しばらく赤字が続いており、その後黒字になったのですが、折悪く東日本大震災の影響があり、客が非常に減り、これについてもそういった状況の中で、事業の先行きが厳しくなると。それにプラス、ヒューチャーベンチャーキャピタルの投資先の会社で投資契約を結んでいるのですけれども、その部分で違反があったこともあり、これについても株を売却したというところでは。

F社は、ロボット専門の博物館でありますロボットミュージアムをやっていたのですが、そのロボットミュージアムの事業拡大を目指していましたが、どうしてもうまくいかなくなり事業縮小を余儀なくされたというところでは。これも財務面中心に、非常に厳しい状況になりました。事業改善のその後、見通しも立たず、ほかのベンチャーキャピタルが買い取る契約があったために、ヒューチャーベンチャーキャピタルとしては、そこに売ったところから投資額を分配して回収をしたというところでは。簡単に申し上げましたが、以上です。

一つ抜けており、I社は電気機械器具製造業で、内部燃料のロータリー熱エンジンの熱を力に変えるという技術を持っていますけれども、ここも投資後、研究開発の遅滞があり、加えて、リーマンショックという非常に悪い投資環境の中、資金調達に非常に苦戦をして、資金繰りも厳しくなり、株価的にこれ以上伸びないという判断をして、この株価で経営者に買い取っていただいて、イグジット、投資をやめたというところでは。以上です。

○荻田委員 この話は6月20日に改めてやるということで理事者から資料をいただけたらありがたいです。

○和田委員長 荻田委員から提案がありましたが、6月20日という話も出ていますが、それは後ほどということで……（発言する者あり）

○松尾副委員長 今、荻田委員からおっしゃっていただきましたが、きちんとした資料もいただきたいですし、できればこの部分だけ延ばしてもらって、再度、6月20日にでも、この案件に関して委員会を開いていただきたいと思うのですが、よろしくお願いします。

○和田委員長 今井委員からもこのことについて問題提起、質問をしていただき、松尾副委員長からも提案がありました。どうでしょうか。

○今井委員 資料を6月20日当日ではなく、事前にいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○和田委員長 資料は事前にいただけるということですが、月曜日なので、委員会の再開前に提出していただくことでどうですか。遅いですか。(発言する者あり) 森田産業・雇用振興部長、どうですか。

○森田産業・雇用振興部長 法人登記も含めて、A社に関して、どの方法で確認するかを委員会終了後、至急に確認しますので、資料提供をどの時期にというのは現時点ではお約束できない状況です。以上です。

○和田委員長 それでは、本質問については、可能な限り大至急ということで、説明責任を果たせる形での答弁資料をそろえてください。

皆さんにお諮りをしたいと思います。

議第69号権利の放棄について、再度審議を別の日、6月20日午前10時から経済労働委員会を開く場において説明を求めるということでしたと思いますが、いいでしょうか。これは継続審議となります。(発言する者あり)

委員長として、もう少し整理したいと思います。この案件だけは……(発言する者あり)では暫時休憩ということで……(発言する者あり)そうしましょうか。再開は午後3時40分、20分間の休憩をとります。

15:19分 休憩

15:43分 再開

○和田委員長 それでは、再開します。

先ほど、議第69号について、質疑継続していました。議事進行上、議第69号は後に回したいと思います。それでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、残余の付託議案について、皆さん方のご発言をいただきたいと思いますが、ないですか。(発言する者あり) ないですね。

議第69号以外の付託議案については、各委員とも質疑なし、発言なしということで確認をしましたので、議第69号を除く各議案について採決をしたいと思います。

議第69号以外の残余の議案について、一括して行いますが、簡易採決により行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

議第60号、議第66号中、当委員会所管分、議第67号及び議第70号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、議第60号、議第66号中、当委員会所管分、議第67号及び議第70号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてです。

報第1号中、当委員会所管分及び報第8号から報第12号については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承を願います。

それでは、議第69号について、理事者側からの答弁をお願いします。(発言する者あり)

その他の分についても処理をさせていただきます。

その他の事項に入りますが、質疑があれば、ご発言を願います。

○今井委員 質問させていただきます。

TPPのことで、TPPが大筋合意と言われていましたけれども、今国会では合意ができずに、継続審議ということで、9月以降に持ち越されています。日本共産党は、地域経済や雇用、農業、医療、保健、食品安全、知的財産権など国民の利益と経済主権をアメリカや多国籍企業に売り渡すもので、これは断じて容認できないと明らかにしてきました。政府はその後、TPPの政策大綱を決定して、新しい影響試算を発表し、前回の試算と比べてもGDPは4倍以上にふえると。農林水産物の生産減少額は1割以下というものです。国会では8,400ページの文書が出されましたけれども、6,000ページは日本語の訳ができていない、こういうものしか提出をされていません。交渉に参加した甘利担当大臣が政治とお金の問題で出てこられない。交渉の過程の内容を求めたところ、そうした文書は日にちと会合名しかわからない真っ黒なノリ弁当のような状態のもので、徹底した秘密主義でこれが進められています。国会決議では、農産物の重要5品目、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味料を再生可能になるように関税撤廃の対象から除外することを求めていますけれども、結局、除外されるものは何もないことが明らかになりました。国民に知らせない間に日本の農業、職業、経済、民主主義を破壊するTPPはやめるべきだと考えます。独自の影響調査をしていますJAや、地方自治体も相次ぎ、政府が影響ゼロとしている米の問題でも、青森県、福井県、滋賀県、和歌山県、熊本県の5県の独自試算によ

る減少額が82.8億円にもなっているという試算も出ています。

そこで伺いますが、国の新たな試算が出されましたけれども、それについて奈良県に対してどのような状況かという問い合わせがあったのかどうか、その点をお伺いをします。

それから、県の独自の試算を行って、必要な対策を行い、何よりもTPPはやめるべきだと国に言うべきではないかと思えますけれども、その点でどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思えます。

○福谷農林部長 今井委員からTPPの影響、本県における影響についての質問です。

影響については、従来から県では本県農業の特色として、都市近郊の野菜、果樹、花卉、茶などが中心で、そういった意味では、TPPの影響は他府県に比べて比較的少ないと認識をしています。県としては、従前から申し上げていますように、その参加をどうこうということよりは、カロリーベースの食料自給率の向上を目指す国政に追随するのではなく、本県の特性を生かした奈良らしい農業振興を着実に進めることが重要という認識を持っています。本県の農業はやり方を工夫すれば、もっと販売額が伸びると考えています。ご承知のように、平成26年実績で402億円という農業産出額でした。これについては全国第44位で、かなり下にはなるのですけれども、例えば米作を畑作、野菜に転換をしていくなど、別途、よりブランド化をするために、非破壊検査装置を使って、イチゴ、花卉については糖度と、大和牛についてはオレイン酸の基準を明確につくって、それを県が認証することによって高く販売できれば、農家の所得の向上につながると。そういうことで、逆にTPPを我々としては好機として捉え、あわせて輸出にも力を入れていきたいと。そのため、そういう品質を保証した高品質な農畜産物づくり、旬の時期だけでなく、周年販売できる加工品づくりを進めていきたいと。繰り返しになりますが、我々としてはこの機会をあくまで好機として捉えて、積極的な農業振興を図っていきたいと考えています。そういうところから、今、委員からご質問のありました影響額の算出については、現在のところ、我々としては行うつもりはありません。以上です。

○今井委員 今回、国が新たに試算を出されましたけれども、新たな試算を出すに当たって、奈良県に何か問い合わせがあったかどうか、その点をお伺いします。

○福谷農林部長 特に農林水産省からの問い合わせはありません。私は認識をしていません。以上です。

○今井委員 「公益財団法人奈良県地域産業振興センター、平成27年度事業報告書」の11ページ、(6)地域産業支援事業の中に環太平洋パートナーシップ協定、TPP協定

をはじめとする自由貿易化により影響を受ける奈良県皮革関連団体のために新たに設置する奈良県地域産業経営基盤強化基金の原資3億9,731万4,284円を一般財団法人国際経済交流財団から出捐金として受けていたという記載がありますけれども、ほかの農林分野でこういう対策を何かとられているところがありましたら、お伺いしたいと思います。

T P Pの影響で、「公益財団法人奈良県地域産業振興センター、平成27年度事業報告書」を読んでいると、初めてT P Pが出てきましたので、チェックしてみましたら、自由貿易化によって影響を受ける奈良県の皮革関連団体のために新たに設置する奈良県地域産業経営基盤強化基金を出資金として受け入れたと書かれているところがあります。この分野については影響を受けるということを予測されて、対策がとられていると思いますが、ほかの分野でこういう対策がとられているところがあったら、お伺いしたいと思います。

○和田委員長 堀辺地域産業課長ですか、前阪産業・雇用振興部次長ですか。産業振興センター、村上産業・雇用振興部理事。理事者はどなたでもいいです。

○今井委員 農林分野で……。

○和田委員長 いや、地域産業と書いてあるから。

○今井委員 地域産業支援事業にはT P Pと書いているのですが、そういう対策をとっているところがありますか。

○和田委員長 農林部に質問ですね。

農林部で答えられる方。

○福谷農林部長 「公益財団法人奈良県地域産業振興センター、平成27年度事業報告書」の11ページ、地域産業支援事業ですね。どういったらいいのか、よくわかりませんが、委員の質問は、この中に農業が入っているのではないかという意味でしょうか。

○今井委員 違います。こういう形で影響を受けるということで、産業については支援しているけれども、こういう形でほかに何か支援していることがありますかということ。

○和田委員長 それは農林部で。

○福谷農林部長 それはありません。

○今井委員 T P Pのことで、食の安全が心配されています。学校給食も調べますと、小麦粉、牛肉、脱脂粉乳など、アメリカ、カナダ、オーストラリアからの輸入が奈良県にも入ってきています。輸入食品の安全チェックは今、厚生労働省の検疫所でモニタリングの

検査が行われています。検査に時間がかかるというので、結果が出た時点では、既に消費販売されているという実態が国会の日本共産党の質問で明らかになっていますけれども、例えば残留農薬が基準の3倍検出されたという新鮮トマトは違反数量が7,040キログラムで、4万6,933人分という数字が出ています。基準値の4倍のトマトは7,440人分で、私たちが日常食べているものが相当、検査がされていたとしても、ノーチェックで入ってきている現状があり、問題にしたいのは、食の安全の問題よりは、それに対応するために、学校給食の分野で地産地消をもっと拡大してほしいということです。ことしは、県の予算が、昨年までありました学校給食の地産地消の予算3,600万円が削減をされています。小学生が1回50円、中学生が1回60円、年6回という補助をいただいたことで、県内の学校では奈良の日など県産の農作物を使った献立が並び、大和ののっぺや柿の葉ずしだと、とても喜ばれていた取り組みです。国の事業がなくなったことで、県は予算を削減したことの理由にしていますけれども、日本共産党の県議団で政府交渉に行きましたところ、学校給食における地場産の農林水産物の利用拡大交付金事業、6次産業化ネットワークが学校給食に使えることがわかりました。奈良県でもこうした予算を取り入れていただいて、学校給食の地産地消を推進していただきたいと思っておりますけれども、この事業はどういう内容の事業なのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○竹田マーケティング課長 学校給食の地産地消についての取り組みについてです。

委員がお述べのとおり、平成27年度については、国の交付金を活用して、奈良県産の農産物や加工品を活用した学校給食の提供に対して経費の支援を実施したところです。県内の26の実施主体が活用しました。

本補助制度については、平成27年度限りとなりましたけれども、委員がお述べのとおり、今年度から学校給食での地産地消の取り組みに関しては、国の6次産業化ネットワーク活動交付金事業で新たに市町村が取り組めることになったわけです。

本事業については、昨年度実施した内容とほぼ同様のもので、県食材を使うことによる1食当たりの給食費の上昇分、例えば200円の給食費が250円になりますと、上昇分についての2分の1を補助しようという事業です。これについては、5回を限度とすることになっています。

この事業については、各市町村が主体的に取り組んでいただく事業ですが、市町村が同補助金を受けるに当たっては、6次産業化地産地消推進協議会の設置、その設置に伴っての市町村の戦略を策定することが必須事項となっているところです。

こうしたことから、ことし2月、補助主体である近畿農政局と県の共催で市町村を対象とした6次産業化の事業の説明会を開催して、事業内容について周知を図ったところです。

現在も国からの要請もあり、各市町村に対して改めて本交付金の活用についての追加の事業要望調査をしているところです。以上です。

○今井委員 わかりました。ぜひこうした事業が使えることを広く紹介していただき、地産地消の学校給食を積極的に進めていきたいとお願いをしておきます。

先日、本会議で知事が林業大学をつくりたいと構想を述べられていました。奈良県のように、7割が森林という地域で、こうした林業大学ができたらいいいという思いもあり、いろいろ話をしたこともあったのです。京都府に林業のそういう大学があり、20人ぐらいの定員で、県が独自でやってもなかなか人も集まりにくいという話でしたので、なかなか難しいのかと思っていましたときに、知事がそういうことを言われましたので、これは歓迎をしているところですが、全国に今、この林業大学が6カ所あり、いろいろな形でこうした取り組みがされています。奈良県の場合に、林業や木材など、そこだけに限らずに、山をどうするのかも含めて考えてもらえる教育をしてほしいと思っており、先日も五條市の国道168号の崩壊の現場に行きましたところ、大体共通していますのは、物すごく岩が多いところの上に土が少ししか乗っていないという山の地形が多くなっており、地元の方にもお話を聞きましたら、そういう土の浅いところはヒノキを植林されていると。ヒノキの場合は根も余り張らないし、上に伸びていったときに、上がどうしても重くなるので、風や雨などに非常に弱いことが山が崩れる原因にもなっているというお話も聞かせてもらったのですが、周りを見渡しますと、そういう山が多くて、道のところにおいても、崩れてきたらどうしようという非常に不安な感じもしました。

奈良県が農業大学校をつくるのでしたら、そういうことも含めて、どういう山をつくるのが本当に奈良県が持続可能になるのかを含めて研究していただきたいと思っています。今、スイスに、県は招いたり向こうに行ったりしていろいろ勉強をされており、資料も見せていただきましたけれども、スイスでは、フォレスターという山のことを知り尽くしたという教育を受けた方が一旦公務員で採用されますと、生涯異動がないと。山の隅々をその人が知り尽くして、そして、どこの木だったら切ったらいいか、どういう道をつくったらいいかなど、そういうことをやっているのを見て、すばらしいと思いました。奈良県の山守制度も大分今、厳しくなっている現状があり、そういう経験者のノウハウを十分生かし、新たな科学的な視点も入れて、しっかりした山を守れる、林業を進めていける人を育

てる大学にしてほしいと私の思いとしては希望しています。今、県でこの点で考えておられることが何かありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○伊賀森林整備課長 委員からお尋ねの林業大学校ですけれども、その背景としては、今言われましたように、山間地域の過疎化の進展や林業従事者の高齢化が進む中で、担い手の育成確保が大きな課題でした。それを解消するためには、先般の代表質問に対する知事の答弁にもありましたとおり、林業の活性化は重要課題であり、そのための人材育成が必要不可欠です。林業の分野においては、昨年、友好提携を締結したスイス、ベルン州との交流を通じてわかったことですが、スイスの森林は多様な樹木で構成され、災害に強く、経済的にも成り立っており、フォレスターと呼ばれる資格のある人が中心となって管理されていることがわかりました。ことしの2月、スイスのフォレスターに奈良の森林を視察してもらいましたが、彼からは、奈良の林業を振興していく上で最も重要なことは人材育成であるとの助言をいただきました。スイスにおける人材育成を参考に、本県においても森林を経済と環境の両立できる、マネジメントできる人材の育成を行う林業大学校、(仮称)奈良県フォレストアカデミーの設置について検討を始めたところです。あわせて、高校、大学校、職業を接続させるいわゆる高・大・職の連携による実学教育の仕組みづくりが非常に重要な課題であり、それを踏まえて、フォレストアカデミーのカリキュラム等についても検討したいと考えています。

今後、森林をマネジメントできる人材の育成については、(仮称)奈良県フォレストアカデミーの開校に向けて、スイスをお手本に検討を重ねたいと考えているところです。以上です。

○今井委員 林業の関係者は、いろいろたくさんの方がいらっしゃいますので、ぜひ皆さんの声も聞いて、そうした思いが実る大学校に進めていきたいとお願いして、質問を終わります。

○山中委員 数点、お聞かせいただければと思います。

県のクラウドファンディング活用事業についてお聞きしますが、新聞でも掲載があり、投資型ファンドを通して融資を募っていた、県のクラウドファンディングの活用事業が決定をされており、1社は斑鳩町のニシキ醤油と、もう1社が、大和高田市の今西靴下の2社がそれぞれ調達しようとしていた資金の目標額が達成をしたと報じられていました。これはご存じのように、インターネットによる小口の融資を募って、この資金をもとに各企業はさまざまな付加価値のついた事業を進めようということだと思えます。

そこで、クラウドファンディングの活用事業のスキームと、本県として果たす役割についてお聞かせをいただきたいと思います。

○林産業政策課長 クラウドファンディングについてのご質問で、委員がお述べのように、インターネットを介して小口の投資を得るという仕組みで、県内産業の体質強化のために、本県の特色ある多様な地域資源を活用して、これまでにない新しい資金調達的手法を活用して、新たな事業を展開しようとする県内の中小企業者を応援することを目的に、昨年度から始めているものです。クラウドファンディングを活用することで、全国にいる投資家に自社の取り組みや商品を知っていただき、共感していただいて出資者となっていただきます。その結果、これまで捉えることができなかった新たなファン層を獲得できるようになります。そのファンによる口コミや最近ですとSNSなどで情報が拡散しますと、また新しい顧客の獲得につながっていき、そして、それがコアなファンの獲得につながるというよいスパイラルができるということで、こうして自社がブランドとして認知されるようになっていくわけです。出資者が消費者となり、消費者が出資者となるという好循環がクラウドファンディングの魅力です。

県は、クラウドファンディング活用のためのコーディネート役を担っており、全国から奈良県に投資を呼び込んでくるきっかけをつくることはもとより、奈良の地域支援を生かした新しい企業の取り組みや商品の情報発信などで役割を果たしていきたいと考えています。今後も、ファンド組成の初期費用、これはホームページの作成費用など、そういったものを補助金により支援するほか、ホームページやプレスリリース、広報誌などで機会あるごとに情報を発信して、企業の取り組みを後押ししていきたいと考えています。以上です。

○山中委員 スキームをいただいている、内容を確認はしました。それ以上に、先ほどから県内の企業の情報発信をして、ファンをつくりながらよりよいスパイラルをつくっていかうという話ですので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

そういう意味での県の役割についても、一定の話をしていただきました。ファンドの話ではありませんが、県としても、金額的には、100万円という初期の投資ですから金額的には全然違いますが、もちろん実際に県内の企業ということですから、企業もしっかり見えているわけで、この辺の見きわめをしていただきたいです。そうやって一つの事業が動いたからそれでよしとするのではなくて、しっかりとその後も追跡をしながら、事業そのものを見ていっていただきたいと思いますので、その点をよろしくお願いします。

ジビエの推進事業についてお聞きします。

もともと貴重な高級食材ということで人気のあったジビエですが、現在、日本では野生の鳥獣がふえ過ぎてしまい、農作物を食べたり、田畑を荒らすということで大変害も出ていますし、杉やヒノキ、ブナといった植物についても樹皮を食べたり、高山植物を食べるといった食害ということで今大変問題視をされています。農林業や自然環境にとっても大きな問題と言われてますし、農作物の被害額も今、年間約200億円を超えるということで、そういう被害によって就農意欲の低下、耕作放棄地を増加させるといった点にもつながってしまう。そして、森林の生物多様性の損失、土壌流出などの一因にもなっているということです。そこで、鹿、イノシシなどを含めた捕獲を含めて、地域の実情に合った対策が必要不可欠だと思います。

本来高級食材と言われた鹿肉、イノシシ肉は大変おいしいとも言われていますから、確保された鹿やイノシシをそのまま野山に放置するのではなくて、食肉として活用することによって、都市圏の飲食店でのジビエ料理の提供、加工食品の開発、販売ということで、新たな環境保全等にかかわる取り組みなどを通して、鳥獣被害対策、地域の活性化ということで貢献できると思います。

県下でも既にジビエールということで、五條市で取り組みが行われていると聞いてはいますが、本県においても、平成28年度予算でならジビエ推進事業に取り組みられていますので、この事業概要とスケジュールをお聞かせをいただきたいと思います。

○竹田マーケティング課長 ジビエの活用推進についての質問です。

県農林部においては、野生獣肉、いわゆるジビエですが、それらを活用した南部・東部地域等の農山村地域の地域振興を主たる目的として、今年度から新たにならジビエの推進事業に取り組みたいと考えています。委員がお述べのとおり、ジビエの食利用については、地域資源として、鳥獣害対策における捕獲獣の活用法としても期待されています。ジビエの対象となるイノシシ、鹿ですが、牛や豚などの食用の獣肉と違って、適正処理を図るための法律の対象外獣肉です。対象外獣肉ではありますが感染症などのリスクがあり、やはり適正に処理、加工する必要があります。

県では、くらし創造部が所管で、そちらで平成21年に、野生獣肉に係る衛生管理ガイドラインを制定して、衛生的な、安全なジビエの流通に努めてきたところです。また、同ガイドラインに沿って、大型冷蔵庫や、解体設備等々を備えた、五條市をはじめとした加工施設等も県内に整備され始め、良質な県産ジビエの生産の体制が整いつつあるところで

す。しかし一方で、県産のジビエの流通経路や流通路等については、現在ほとんど実態が把握できていない状況です。そうした中で、県産ジビエを活用したブランド戦略を考える上で、こういった把握が非常に鍵となっています。

今年度、県産ジビエの生産、流通、消費に関する実態を把握するために、また実情を踏まえた認証制度を創設したいと考えており、そういった取り組みにより、県産ジビエのブランド化を進めていきたいと考えています。なお、認証を受けた県産ジビエに関しては、県内外広くPRをして消費拡大を図っていきたいと考えています。

具体的なスケジュールは、今も申し上げたとおり、県南部・東部地域を中心とする飲食店、小売店を対象として、ジビエ料理の提供やジビエ商品の販売等に関する実態調査をまず実施したいと考えています。そして同調査の結果を踏まえて、県内の安全安心なジビエを取り扱う事業所を認証する制度、(仮称)ならジビエ登録制度を定めて、県産ジビエの取り組みに積極的な事業所の公募、認定ということを進めたいと考えています。これら事業所については、今後、県が策定するリーフレット等に広く掲載して、例えばならジビエを食べられる飲食店、ならジビエ商品を買える事業所などとしてPRをしていく予定です。今後も、イベントなどでのジビエの紹介など積極的にPRを行い、ブランド化に向けて確立、進めていきたいと考えています。以上です。

○山中委員 今回、ジビエの活用事業について聞きましたのは、私も先日、上北山村でみずからも狩猟をしながら、解体、製肉、加工、販売ということを一貫してされている方がおられて、ぜひとも状況を見ていただきたい、見てほしいということで行ってまいりました。その方がおっしゃったのは、個人でやっているところもあって、販売ルートや、いろいろなところで食べていただきたいということがなかなか難しいこともある中で、今、答弁もありましたように、県産品のブランド化というのか、そういう部分では非常に大きな方向性を持ったことではないかと思います。

一つの先進的な事例として、和歌山県では、格付制度が既にされていると聞いています。肉の解体処理の経験が豊富で県の研修などを受けた人を格付員ということで認定をして、和歌山県では14カ所あるということですが、そういう解体処理施設で格付員がそれぞれその肉の脂肪の厚さや色、肉質のきめの細かさを段階づけ、ランクづけをしてブランド化を図っているということがあります。そういうことも含めて、先ほど答弁をいただきましたように、今後、県内のブランド化に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、この点お願いをしておきます。

これは、これからのことになろうかと思いますが、耕作放棄地における固定資産税の増税に向けた取り組みで1点お聞きします。

政府が、2017年度から実施する耕作放棄地の固定資産税の増税について、42都道府県で対象となる農地がゼロということで、農林水産省から2015年度末の時点での集計が明らかになった記事が掲載をされていました。

既にご存じのように、改正地方税法がこの3月末に成立をして、田、畑といった農地について、各市町村に設置をされた農業委員会が耕作も貸し付けもしないと判断した場合は、その農地の固定資産税が約1.8倍ぐらいに引き上げられるという対応をされることあるかと思いますが、この改正の目的は、TPPの発効に備えて、耕作放棄地を含む農地の集約、大規模化などを行い農業の競争力強化を図る、これが狙いかと思います。

そこで、県内の取り組み状況と、奈良県としての役割についてお聞かせいただきたいと思っております。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 耕作放棄地の質問にお答えします。

今、委員がおっしゃったとおり、本県の農業振興を図るためには、まず耕作放棄地の解消を図って、担い手への農地集積など、効率的な活用を進めることが重要であると認識しています。そのため、耕作放棄地の解消意欲を示さずに、担い手への農地集積の意思を示さない農地所有者に対しては、平成28年度、2017年の税制改正により固定資産税を重課、課税強化する措置が講じられることとなりました。これは、本県より行った政府への提案が税制改正に盛り込まれて実現したものとなっています。農地の固定資産税は、通常においては、農地の評価額に限界収益率の0.55を乗じて求めています。今般の改正は、これに乗じないことで計画的に固定資産税が1.8倍に重課、重く課税されることになるものです。重課の対象については、先ほど委員がおっしゃったとおり、農業委員会が行う利用意向調査に基づき、農業委員会が農地の所有者に対して農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の耕作放棄地が対象となります。ただし、所有者が中間管理機構への貸し付けへの意思を表明した場合は、勧告が行われることはないという制度になっています。実施時期としては、来年の1月1日時点で協議勧告が行われている耕作放棄地を対象に重課されることになっています。この制度変更については、県下の状況ですけれども、委員がおっしゃったとおり、農業振興地域内の農地の全てが対象になりますので、非常に関係者が多くなりますけれども、制度を周知徹底することが極めて大

事だと思っています。県の農業会議、市町村とも連携しながら、制度を執行する市町村の農業委員会と農家への周知を県としても図っているところです。

○山中委員 もちろん、これからということですので、先ほど言うていただきましたように、市町村の農業委員会と、農家への周知徹底をしっかりとやっていただかないといけない。ただ、その反面で、農業委員会も人手が不足だったり、農地の所有者となかなか連絡がとれないことで、勧告に至らないこともあろうと思います。そういう中で、県としても、そういったことに向けての対処、ガイドライン等を示していただいて、できるだけ市町村の速やかな動きができるように働きかけをいただきたいと思いますが、この点はどうでしょうか。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 農業委員会の人手不足や農家と必ずしも連絡がとれないという事情はおっしゃるとおりだと認識しています。委員がおっしゃったガイドライン等を示してというところはこれまでも何度か、国が示しているものもあわせて県からも示していますけれども、不足している部分は丁寧に現場できちんと示して対応するようにしていきたいと思っています。

○山中委員 実質的には来年度以降の事業になると思いますが、現場の声をよく聞いていただけて進めていただくようお願いして、質問を終わります。

○荻田委員 質問の通告はしていませんが、わかる範囲でお答えをいただきたいと思います。

農林部、特に農業行政についてお尋ねをします。

今、今井委員もおっしゃいましたが、TPPに関する国のそれぞれの政策を思うあまり、何としても国としても農業政策は攻めの農業を徹底するようにと。そして、日本のすばらしい農産物を海外に輸出をする、販路拡大を含めてやろうという思いを新たにしながら、都道府県でもそれぞれいろいろな攻めの農業に特化をしてきているところです。

そういった点から、奈良県の特産品、農産物は、何ととっても米です。米もヒノヒカリ、が6年連続、特Aランクにずっと品質を保っている。それだけに、奈良のヒノヒカリを全国展開する、そして特A米として売り出そうというブランド化に向けての取り組みなど、いろいろ手法はあるかと思っています。私も過去にいろいろ申し上げました。いろいろな手だてを講じながら、神子原米をローマ法王に贈呈をして、余りにも神子原米がおいしいものですから、今度はそのロゴマークを米の袋にぜひ入れさせていただきたいということで了解をとって、ローマ法王御用達米というロゴをつけて出した。それが非常に効果があった

とか、いろいろ販路拡大に向けての努力を、それぞれ県は農業者に、もうかる農業に特化するためにも、こういった施策展開が、アイデアを生かすという努力が足りないのではないかと思います。

そこで、柿は全国でも1位、2位というところで非常に頑張ってくださいています。五條市西吉野町を中心にしながらしっかりとした取り組みをいただいています。茶は、現在一番茶が終わった段階で、今どのような状況であるのか、わかる範囲で、茶の専門家ですので農林部次長から答えてもらえばいいのでしょうか。だからこそ、品質の面でどうなのか、大和茶として今どんな地位にいるのか、農林部として、特に農として、いろいろな茶の葉の生産だけでなく、6次産業へ向けての展開はどうなのかもお聞かせをいただきたいと思います。イチゴも、県の品種であるアスカルビーを筆頭にいろいろあります。しかしながら、奈良市農協では依然として、あきひめが一番多い生産です。生産農家も奈良市農協ではあきひめです。もうかる農業は、いかにして品種よりも、お金の多寡が安定した収入を得られる品種をつくるかが、一番実のところだろうと思います。そういった中で、今申し上げた点についてどう思っておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

それから、ホームページなどを見てもみますと、特にうまいもん市場、めっけもん市場、道の駅など全国にあります。特に地元の農作物をその場所に持って行って、そこで売れると、新鮮なものですから、非常に好評のところが多分多いようです。道の駅やうまいもん市場の中には、たしか四国だったと思いますが、そこへ出荷をすれば、今度はその横に食堂やいろいろなものがありますから、残ったものは必ずそこで循環をします。だから農家にとっては、返品を、残ったものを持って帰るという作業が要らないというところもあり、こういったところについてどうお考えなのかお答えをいただきたいと思います。

今JAならけんでは、特に攻めの農業という点で、中出会長に非常に頑張ってくださいています。前の永田会長にも一生懸命支えていただいて、農家のためになるような営農指導や、購買に力を入れてきたのですが、今の中出会長も随分農業者に向かい合って、心を寄せて、農業をしっかりとしようとする農業経営をやろうと実践されています。特に、JAならけんの次長でありました前植田農林部次長が今、第二の仕事として現職並みに一生懸命に心を寄せて、営農サポートセンター室長として担い手支援を頑張ってくださいていることは非常に結構なことだという思いを新たにしています。

そういった点で、攻めの農業に対してもうかる農業支援、担い手事業に今、新しい小坂農林部次長も農林水産省からお越しいただいたのです。そういう中で頑張ってください

らと、いろいろなノウハウや全国のそれぞれの農家の声も聞いておられるでしょうし、私が今申し上げた点で、小坂農林部次長が着任をされて、どのように奈良県の農業を見詰めておられるのか、関心のあるところでしょうし、できたらお答えをいただきたいと思います。

先ほど山中委員からお教えをいただきました耕作放棄地について、私も、県の農業会議の常議員として出席をしている中で、農地転用は特に太陽光の発電に用途として転用するのが非常に多いわけです。こういった点で、本来はいろいろな農業集積をしっかりとさせていただいて、もうかる農業やそういった農業政策、真に農産物をしっかりとつくっていただけるような田だろうと思います。しかし、そういったところに利用されている面は多いのです。ところが、この耕作放棄地は奈良県では3,800ヘクタール余りあると思うのです。どうにもならないという耕作放棄地に、本来は太陽光発電などを設置すべきだろうと思っているのですが、この点についても小坂農林部次長のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

農林部からお願いします。

○和田委員長 この審議は、異例の長時間となっております。双方ともに簡潔に述べていただくことをお願いしておきます。

それでは、農林部から。

○和田農林部次長（農林水産振興担当、農業水産振興課長事務取扱） 荻田委員からのご質問です。

奈良県の攻めの農業に対してどういう取り組みをされているかという、包括的なまとめ方の答えになるかもわかりませんが、個別に米、柿、茶、イチゴ、それぞれご質問がありました。これらについて県としては、昨年度から研究部門については、4本柱で研究を進めていくことで生産の部門では強化していきたい。もう一方、こういった技術を普及していく普及員の資質の向上も当然ですけれども、委員のお述べになりました販売力の強化、これについて、マーケティング力の強化ということで、1つは、今年度取り組んでいますのはブランド化の強化ということで、ブランド認証制度に取り組んでいこうと始めています。品目的には、ただいま取り組んでいますのが、試験的には、昨年度から柿とイチゴについて、糖度保証、大和牛については、オレイン酸の含有量を保証して、県として安全安心以上に付加価値の高いものを保証して売っていくことをして、ブランド化を図っていこうと取り組んでいます。米についても、技術的には特Aを6年連続とらせてもらっ

ていますけれども、それぞれの地域において、気象条件に合った特Aがとれる栽培技術をその地域で、奈良県も中山間から平たんまで気象条件が違い、気象条件に合ったところで兼業農家が多いですので、そういった方々が安定的に特Aランクのものがつくれるような栽培技術の普及をマニュアルをつくってやっています。

茶についても、具体的にはTPP対応も含め、海外に打って出るべきではないかという意見がありました。県では従来から高級な茶をつくるということで、被覆栽培等に補助をしています。それ以外に県としては、海外向けに今、試験的ですが、台湾、アメリカ、EU諸国へ輸出ができるかどうかという農薬の関係についてマニュアルをつくり、今年度それを実施をしていこうという段階です。これを実際に今栽培されていますので、検査して、輸出に向けた取り組みをしていこうと。加工についても、煎茶以外にてん茶もしていますが、それ以外にも紅茶等、県産の茶を使った煎茶以外の多様な茶の商品開発にも取り組んでいるところです。

また、直売所等に売ったものを無駄なく販売されている事例があるというご意見です。これについてまさにそういうことで、お持ち帰りがあるのはなかなか農家も大変だと思いますので、今、JAがやっておられるところも横にレストランがあり、聞くところによると、販売されたものをレストランでも活用という話をしています。こういったレストランとの連携といいますか、そういったこともできれば進めていければと考えています。委員がお述べのいろいろな意見に対して、答えが全部できていないと思いますけれども、もうかる農業に向かって農林部として頑張っていきたいと思えます。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 萩田委員から2点、奈良県の農業についての私が着任してからの観点と、耕作放棄地の関係でご質問いただきました。

まず1点目の、奈良県の農業について、私が奈良県に赴任して、奈良県自体面積の大きいものではないですし、南は山なので、耕作できる農地は絶対量としては少ないですから、北海道などの何かの大産地だと知られているところより、作目はそう多くはないかと思えますけれども、その中でも柿や、小菊は全国2位の生産量があります。大産地となっていなくても、先ほど委員がお述べのイチゴ、大和茶、米についても6年連続特Aをとり続けて、私も来て非常においしいものがいっぱいあると、大和野菜もそうかと思えます。

先ほど委員もおっしゃったとおり、まだメジャーになっていない、有名になっていないところをきちんとブランド化を図って、それを生産している農家がもうけていく素地は大

いにあると感じています。JAについても、先ほど委員からお話がありましたとおり、この4月から、JAならけんでは担い手・農地サポートセンターを設置して、約20人のスタッフで、JAとしても担い手のサポートに非常に力を入れています。昨日、私も開校式で出席した、JAならけん女性大学という、女性を集めて、女性の活躍を、食と農の分野で盛り上げていこうと取り組んでおられます。非常に先進的に強い思いを持ってJAならけんも取り組まれていると思いますので、県としても、もちろん私自身としても一緒になってやっていきたいと思っています。

2点目の耕作放棄地と転用の関係です。

転用による太陽光発電、確かに日本全国で見ても、その関係での発電は多いです。実態として、再生エネルギーの太陽光の買い取り価格が相対的に下がっていくこともあって、今後なくなることはないですけれども、太陽光発電での転用がこれまでのペースでふえていくことはないのではないかと思います。奈良県下の太陽光発電の転用の現場は、恥ずかしながらまだ見たことがありませんけれども、一般論で申しますと、委員がおっしゃるとおり、太陽光発電、農業に使わない部分は、本来耕作放棄地できちんとそういうものに使われるということが望ましいかと思えます。耕作放棄地に関しては、山場の部分の人がいなくて農地に戻し切れない、場合によっては山に戻さなければいけない耕作放棄地、もしくは平地の、まだ関係者が頑張れば何らかの農作物が育てられる余地のある耕作放棄地の2種類があるかと思えます。そこの部分をきちんと我々としてもデータ分析して、現場の声もよく聞いて、きめ細かく耕作放棄地の解消に向けて取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○荻田委員 小坂農林部次長から着任早々でしたけれども、こういったお話を聞かせていただきました。確かに奈良県は、農作物の生産量が特に少ない県ですし、その中で光る農業、農作物づくりにこれからも取り組んでいただきたいと思っていますので、これから農業者に目を向けて頑張ってくださいますようお願いいたします。

次に、奈良県でも企業誘致、特に企業立地に関して、奈良県知事は、しっかりと税収増を得るための一つの方策として企業誘致、観光立地、観光振興といったことに特化をしているような頑張りで、本当にありがたいことだと思っています。今、京奈和道周辺でも、御所市周辺、五條市で高規格道路沿線で形づくりが進んでいる、非常にありがたいことですし、企業立地をすることによって雇用の創出と、法人税が増収できるという両面を持っているものですから、これからはしっかりとその所管の事務に関わる作業を、森田産業・

雇用振興部長を先頭に頑張ってもらいたいと思っています。

私は先般、関西学術研究都市の中で、一つのクラスターである精華・西木津地区を見て回りました。2年ほど前に、たしかURが造成をしたところですが、当時はこの周辺もまだ随分残っていたのですが、1年ほど前から一気に大きな研究施設がどんどんできたと。申し上げますと、サントリー株式会社の研究所、NTTの科学研究所、日本電産の生産技術研究所など、非常に大企業の研究所施設が連綿としてその道路周辺に営業を開始されたところでは、今、精華・西木津地区は、ほぼ満杯の状態になっています。奈良県と同じ高山サイエンスタウン、特に高山第1工区、第2工区という形で関西学術研究都市構想で頑張っていきたいという国の政策の中で、これはでき上がってきたものですが、現在、奈良県の地にあっては、もともと土地開発公社が20数年前に造成をされてやってこられたところですが、現在、残地が7.5ヘクタールぐらいまだ残っていると聞きをしています。

そこで、現在の状況と、今後、企業立地に向けてこれまでの取り組みと、今、どんな企業からのオファーがあるのかを森田産業・雇用振興部長からお答えをいただきたいと思えます。

○森田産業・雇用振興部長 萩田委員から奈良県の企業立地、とりわけ生駒の学研都市の中にありますサイエンスタウンの状況についての問い合わせがありました。

委員からご指摘のとおり、関西文化学術研究都市は、まち開き以降、全体としては20年以上がたちます。ご指摘のとおり、京都府域側は、特にこの1～2年で立地が進み、それも有名どころの立地が進み、非常に学研都市らしくなっているというところでは、翻って高山地区は、3カ所の空き地区画が7ヘクタールあり、ご指摘のとおりです。平成23年まで2回規制緩和を行い、研究所に限定していたのを、研究開発型工場も可能として、その後、平成23年以降3社の立地が進んだところでは、その上で先ほど申し上げた3カ所の区画が残っているのですが、今抱えている課題としては、ご指摘の京都府の精華・西木津地区とのこの何年間競合が非常に激しかったことが1つあります。それと、県もかわっていることでは、第2工区の開発の動きがとまっていた点が高山地区のイメージに関してとまっている印象を与えたことが2つ目の課題です。これは本当に各論ですが、残っている3区画は結構区画が大きくて、2～3ヘクタールあります。NEC株式会社が撤退された跡も含めて、2～3ヘクタールですので、中堅企業以上でないとなかなか購入が難しいという課題を抱えています。現状はそういうところでは。

それに対して、ここまで企業立地に関しては県として努力も実績も積み上げてきましたので、京都府が満杯ということですので、ここから学研都市としては、奈良県がしっかりと盛り返す時期に来ていると思っています。高山の残りの3区画を持っておられる方々の土地に一日も早くいい企業が立地できますように、引き続き産業・雇用振興部としても誠心誠意努力していく所存です。以上です。

○荻田委員 今、森田産業・雇用振興部長から、7.2ヘクタール余の残地があり、これについて、京都府側はほぼ満杯になったという条件から見ても、すぐ隣ですし、企業立地はしやすい状況になっていると思います。森田産業・雇用振興部長も課長当時、随分全国をいろいろな形で営業努力をしていただいて、頑張っていた姿をよく見ましたが、森田産業・雇用振興部長が先頭になって、あとの残地に向けて最大限の努力を傾注していただきますよう、また企業立地推進課長にも頑張ってくださいようお願いを申し上げ、私の質問を終わります。

○安井委員 学研都市については置いておきます。

平成28年度の予算編成を見たときに少し感じたことで質問します。

今年度の一般会計は、平成27年度の補正予算も含むということで、何年か前以来、5,000億円を超える一般会計が発表され、可決されました。これは知事からの積極的な予算編成であると評価する一方、奈良県の経済状況が好転してくる、回復してくることをある程度見込んでいかなければ、この予算の5,000億円という数字は非常に難しいハードルかと思うのです。そういう中で、最近、新聞等で見ますと、有効求人倍率が1.13と、たしか半年ぐらい前の12月定例県議会だったと思うのですが、私が質問をしたときには、まだ1をいってなくて0.95だったと思うのです。よくなってきたということで、有効求人倍率に関しては、経済を裏づける状況にあるかと思うのですけれど、奈良県はどちらかといえば、アベノミクスがまだ道半ばという言葉がよく使われています。中小企業が多い中で、まだまだ実感として経済の回復が見込まれていないのではないかと感じていないのではないかとと思うのですが、その1.13という数字を見たときに、伸びた業種はどのような形でどう伸びて1.13という数字になってきたのか、業種別に分けてみたときにどうであるのかお答えいただきたいと思います。

特に就業となりましたら、将来の奈良県を支えてくれる若年層の就業率が定着して、奈良県でどしどし働いていただいて奈良県を支えてくれる若者に対して奈良県としての支援のあり方というか、若者に対してどういう支援を講じようとしているのか。特に、魅力

のある企業に対して、若者に対しては、どのように県として発信しようとしているのか、
どういう施策をお考えになっているのかの2点についてお答えをいただきたいと思います。

○元田雇用政策課長 安井委員から2点質問があり、2点目の質問の回答に当たり、昨年度、奈良で働くことのよさを効果的に情報発信するための冊子を作成していますので、説明資料としてこの場で配付したいと思っておりますが、委員長、よろしいですか。

○和田委員長 はい、結構です。

○元田雇用政策課長 それでは、説明します。

1点目、有効求人倍率の動向についてです。有効求人倍率については、委員がお述べのように、昨年6月以降、1を超えた高い水準で推移しているところです。厚生労働省の一般職業紹介状況によると、本県の5年前の新規求人数は6万7,554人でしたけれども、平成27年度については9万2,815人で、この間約2万5,000人の増加となっています。平成27年度の新規求人数を業種別に見ますと、医療業、社会福祉業が2万7,626人と最も多く、続いて卸売業、小売業の1万2,527人、製造業の9,985人で、この3業種で県全体の54%を占めています。新規求人数を5年前と比較した場合、増加が特に顕著なのは、医療業、社会福祉業で約8,000人増加しています。続いて、卸売業、小売業で約4,000人の増、宿泊業、飲食業で約3,200人の増となっており、この3つの業種で県全体の増加数の56%を占めています。

経済センサスによると、平成26年と5年前の平成21年の事業所数、従業員数を比較しますと、医療福祉分野については、事業所数、従業員数ともいずれも増加しています。一方で、卸売業、小売業、宿泊業、飲食業においては、いずれも減少しています。こういったことから考えますと、医療福祉分野においては、主に人手不足によるのではないかと、卸売業、小売業、宿泊業、飲食業では、他の業種に比べて離職が多く、人の入れかわりによる影響や事業所そのものの入れかわりにより求人が増加しているものと考えています。

若者の就労支援については、奈良先端科学技術大学院大学をはじめとする、県内外の大学生向けに県内企業が自社の説明を行う、奈良で働くフェア等を毎年開催しています。昨年は、延べ14回、3,356人の参加がありました。若者の就業相談窓口であるならジョブカフェでは、一人一人の個性に合ったきめ細やかな就労相談を行っており、昨年度は375人が就職されました。さらに若年無業者、いわゆるニートを対象に、就業に向けた個別面談やコミュニケーション訓練にも取り組んでいます。本県では、学生が一度就職はするが、すぐに会社をやめる離職率が全国平均より高いことから、離職防止のため、高校

生に対して就労意識の醸成を図るとともに、若手社員が会社を超えておのおのの悩みや考えを共有する取り組みも行っています。

若者の雇用の安定と所得の向上が重要であることから、平成27年度に県内企業20社に対して社会保険労務士等のコンサルティングによる支援を行い、平成27年度末では12名の正規雇用化が図られ、平成28年度中にはさらに30名の正規雇用化が見込まれています。職場環境の改善については、奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録、表彰を行い、優良事例としての企業情報の発信により働きやすい職場づくりを実践する企業をふやしています。

これらの取り組みをより効果的なものとするために、情報発信が大切だと私どもも考えています。特に近年は、インターネットやメール等を活用した広報に力を入れているところです。奈良で働く魅力を知っていただくための企業情報誌やプロモーションビデオなど、視覚的にも周知を図り、多くの若者が興味を持って容易に情報を得られるよう努めているところです。

先ほど配付しました冊子ですけれども、これについては、「奈良で働く+暮らす」と題して、主に首都圏など、都市部からのU・I・Jターン希望者に奈良県での仕事や暮らしの情報提供を行い、県内への人材還流を促す目的で作成したものです。首都圏でのU・I・Jターンイベント等で配布、活用しています。以上です。

○安井委員 全国的には、1.13という数字は、まだまだ決して高くない数字ではありますがけれども、今、配付された「奈良で働く+暮らす」、このパンフレットは首都圏でということ、奈良県以外で配布されているということですか。

○元田雇用政策課長 主に首都圏でと考えています。

○安井委員 首都圏で働く人が奈良で働けるようなことを紹介していることからすれば、1.13という数字がもう少し膨らんでくるというか、奈良県の1.13は、ハローワークといったところで数字が出されたかと思うのですが、分母を大きくするというのか、首都圏でもこういう働きをされていれば、さらにこの1.13がもう少し伸びてくるのではないかと思います。

それと、やはり奈良県の経済状況が、さまざまな面で、ことしの予算編成にありましたように、これから順調に伸びていく中で、若い人たちが定着する、どちらかといえば離職率が高い割合を示す若い人たちにとって、奈良での魅力を重点的に発信してやってほしいと思います。奈良県で働くというよりも、県外への就職率が高い奈良県にとって、奈良県

で就職していただく意識というのが消費率、購買力もあり、定着していただくためには、このパンフレットが非常にプラスになるのではないかと思うので、できるだけこのパンフレットというのか、冊子を利用した形で首都圏を含む奈良県での働き、暮らしを大いにPRして、奈良県の企業、奈良県の生活をフォローアップしていく意味で、ぜひとも活用していただき、充実してもらって、これからも働きかけを強めてほしいと思います。活躍を期待したいと思います。私はそれ以上特に申し上げることはありませんので、こういったことを奈良県で実施されたことに対して、これからの進展を期待するものです。特に質問はありません。終わります。

○和田委員長 ほかになければ、先ほど付託議案のうち、議題69号は質疑を中断しました。ただいまから続行をさせていただきたいと思います。

まず、理事者側の答弁を求めます。

○森田産業・雇用振興部長 先ほど今井委員から問い合わせの、A社に关します資料を配付したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○和田委員長 はい、どうぞ。

○森田産業・雇用振興部長 お手元にお配りした資料の説明をします。官報の写しで、ミラクルスリーの民事再生法、民事再生法を提示しましたのが2009年ですので、平成21年に官報に再生の開始手続、順番が逆ですけれど、3枚目が開始で、次の2枚目が再生計画の認可、一番表、平成25年7月時点で再生手続を終結と、その終結も時間が3年経過したため終結ということで、結局再生計画は遂行できなかったという結果に終わっています。その上は別会社で、再生計画になりますと再生計画遂行という結果になりますけれども、結果的に平成25年7月時点で再生手続は終了していますので、少なくともこの会社がこの時点で、事業を継続できる状態にはないということは、れっきとした証拠になると思います。

そういう点から、改めて先ほどのA社ですが、今井委員からホームページが示されましたけれども、少なくともこの運用を終了した2009年、平成21年以降、債権が回収できるような事業が平成25年まで続いている状況ではないというのは、これで確認はできると思います。仮に会社が登記上残っていたとしても、少なくとも実質的に事業を継続できる状態、収益を上げる状態ではないのは、お手元に配付した資料で確認できるころだと思ひます。

それも含めて、先ほど林産業政策課長が、投資した10社のうち、もどどおりの投資金

額を回収した3社を除いた債権回収を満額できなかった7社に関して、投資を終了した理由を説明しました。改めて今回のベンチャーファンドの取り組みとして、一定期間でフューチャーベンチャーキャピタルのそういう投資を進めてベンチャー企業の育成を図るという趣旨のもとに実施した結果7社について、事前に資料を配りましたので、お持ちでない委員もいらっしゃるので、今、改めて資料配付してよろしいですか。

○和田委員長 はい。

○森田産業・雇用振興部長 改めて今配付しましたが、フューチャーベンチャーキャピタルの無限責任組合員としての権限として、運用に努めた結果、AからJの10社のうち、3社は満額以上に回収していますが、それ以外は満額回収に至っていません。運用終了日の年月日の時点で3社以外7社は満額回収の見通しが立たないと、これ以上持っていては損が広がるだけであるという判断で、運用を終了した記録がこちらの分であります。今回のベンチャーファンドの枠組みですが、松尾副委員長からご指摘がありましたところで、地域産業振興センターの出資もとから、フューチャーベンチャーキャピタルへの投資事業有限責任組合の財団とフューチャーベンチャーキャピタルの間の権限の契約においては、投資の実行、権利行使、財産の運用管理は全て一任するという契約になっています。権利の行使に関して財団は関与できないという契約のもとになって、そういう枠組みです。趣旨からいいますと、投資のプロにベンチャー企業の目きき育成を全て委ねるという枠組みのもとで、ベンチャー企業の成長を奈良県及び奈良県の財団として追求していくと、それを一旦この権限を全て委任した形の枠組みでベンチャー企業の育成に挑戦したというのがこの事業の枠組みです。ですので、どの時期に回収の見込みが立たないと判断することであつたり、松尾副委員長も少し触れられましたように、企業の債権をどこまで追いかけるか、特許権をどこまで押さえるか、その判断も含めてフューチャーベンチャーキャピタルに今回の枠組みでは全部一任する、そのかわりプロの目ききを全力でやってくださいという枠組みのもとで進めた事業です。その契約のもとで進めた結果、3社以外7社に関しては、今、再度お手元にお配りしたとおり結果的に7社に関しては投資回収に至らなかったという結果です。

先ほど休憩の間に、フューチャーベンチャーキャピタルに連絡はとっていませんが、林産業政策課長が答弁したように、フューチャーベンチャーキャピタルと各投資先の会社の間の契約に関しては、県は何も見ることにはできないのですが、契約の趣旨は、フューチャーベンチャーキャピタルが投資をするかわりに、投資を受けた会社は全力で企業収益を伸

ばして、株式の公開を目指すことを趣旨とした契約としており、内容の説明はフューチャーベンチャーキャピタルから受けているということです。

結果はこういう結果になっていますが、事業の枠組みとしては、目ききの力を一番持っていると考えられるフューチャーベンチャーキャピタルをはじめとする無限責任組合のノウハウを使って、奈良県の地域の経済活性化の一つの可能性であるベンチャー企業の成長を、今回、自治体として追求をしたのがこの事業の趣旨で、手順に関して、不適切な手順を挟んでいたなどということは一切ありません。国の提示した手順に基づいて、投資事業組合としては金融、証券取引法の第一種のこういうフューチャーベンチャーキャピタルのタイプの事業者を使いなさいというのは、投資事業組合の法律で提示されていることです。ですから、枠組みに関しても法律の根拠に基づいた枠組みに乗って、奈良県として一つの可能性を、奈良県がこの制度を使いましたのは初めてですが、この制度を採用して取り組んだということです。結果としては、3,500万円の未回収になってしまいましたが、これは決して、これでもう終わりではなくて、奈良県のこれからの成長を考えると、いかに既存の事業者に新しい事業を伸ばしていただけるか、既存の事業者に新しい事業を、新しい市場を開いていただく、新しい事業者はベンチャー企業として新しい事業を生み出していただくという要素が奈良県でこれからどんどん生まれてこなければ、奈良県の地域経済の活性化はやはりなかなか難しいと思います。荻田委員から指摘をいただきましたように、企業立地という別の観点も当然あり、そちらも全力で努力はしますが、一方でそういう新しい事業をないところから見出す努力をするのは自治体の職責、責任だと思っています。今回、その一つの投資手法としてはこういう結果になりましたが、これを決して無駄にすることなく、次の事業手法をしっかりと県議会の監視のもとできちんとチェックできる仕組みも折り込みながら、新しい事業を進めていくのが我々の職責であると考えています。

長い話になりましたが、我々の反省も含めた今後への決意ですので、何とか今回提案したやまとベンチャーファンドに関する議案に関して、ご審議、ご議決を賜れば幸いです。よろしくお願いいたします。

○和田委員長 委員の皆さんに委員長として審議の仕方を説明します。

今、いただきました説明に対する質疑を行います。その後、各委員の意見があれば求めます。そういうことでよろしく頼みます。

それでは、今、産業・雇用振興部長から説明がありました。

○松尾副委員長 たくさん調べていただき、A社の件のこの見方がよくわからないのですが、下から見ていかないといけないのですね。

（「下から、はい」と呼ぶ者あり）

そういうことですね。わかりました。

産業・雇用振興部長の説明もよくわかりましたし、奈良県の企業に対する熱い思いもわかったのですが、奈良県の企業を育てていくのであれば、このような形でお金をファンドに預けて、このような運用の仕方ではなく補助金などで奈良県の企業を育てる、今回は奈良県の企業は4件だけです。奈良県の税金5,000万円を使って、他府県の企業をベンチャー企業として支えにいて、それで大損して、そして認めてくださいというのは、なかなかそこは認められませんし、今は多分責任はないかもわからないが、そもそも論にたくさん問題があったと思います。

プロに運用を任せないと仕方がないというのも、鉄砲打ちでも10発打って3発しか当たらないです。それがプロなのかと勝手に思います。それなら宝くじを買うほうがまだましだと思います。私は決して賛成することはできません。今後も、奈良県の企業を支えるという気持ちはよくわかりますので、それなら違う形の運用の仕方をやっていっていただきたいです。

それとあわせて、現在続いているほかのファンドもまだたくさんあるだろうと思いますので、その辺ももう一回きちんと見直していただきたいということは要望します。意見も一緒に言いました。

○今井委員 調査いただきありがとうございます。

よくわからない部分があるのですが、今回、3,500万円を県が権利放棄ということですが、出資しているところが、中小企業機構が2億円、金融機関が2億円、FVCが5,000万円で、出資全体からすれば、県は10分の1の部分ですが、県は10分の1の3,500万円だけリスクを負えばいいということになるのか、その辺がよくわからないので、お聞かせいただきたいと思います。

○林産業政策課長 県は、公益財団法人地域産業振興センターですが、出資割合に応じたリスクということになりますので、5億円のうちの5,000万円ですから、10分の1になります。以上です。

○今井委員 10分の1で3,500万円です。

○林産業政策課長 そうでした。

○今井委員 フューチャーベンチャーキャピタルのことで調べました。そうしましたら、奈良県のやまとベンチャー企業だけではなくて、みえ新産業創造投資事業有限責任組合、ここは10億円です。それから、みえ新産業創造第2号投資事業有限責任組合、ここも10億円、それからさかいベンチャー育成投資事業有限責任組合、これも9億2,000万円ということで、ちょうど平成27年12月31日、同じ時期に、この4つの組合が解散しているのが出てまいりました。先ほどの第一種のタイプの専門家というところの実態が、こういういろいろなところを全部集めてやっているところですけども、これだけでも3億2,000万円ぐらいの運用のお金をここがやっていたということになるのではないかと思います。しかも、この事業としては、ファンドを育成支援ということで、未公開株の株式公開を目標にして寄り添って支援をすると書いてあるのですけれど、奈良県は、5億円に対して10社ですけども、およそどのくらいこれに投資しているかは、そこまで調べていませんが、そういうところに寄り添ってくれていたのであれば、先ほど10社のうち3社しか採算がとれていないという話でしたけれども、そういうことには至らなかったのではないかと思います。

しかも、奈良県にとってこれがどうだったのかと考えますと、運用して経営していたところは京都府の会社で、何とかうまくいったところは奈良県は1つ入っていますけれど、先ほど松尾副委員長が言われましたように、奈良県の企業で本当に頑張って一生懸命やっているところがたくさんあります。そういうところを丁寧に応援する方向で支援をするべきではないかと考えますので、この議案については、私としても承認できません。

○和田委員長 意見はありますか。

○川口（延）委員 今、今井委員からご質問があった中で、再度質問したいと思います。

投資金額3,700万円のうち1割負担しているということで、回収率の1億2,000万円は反映されてこの権利放棄になるわけですか。数字的に割合をおってこないと思うのですが。

○林産業政策課長 投資に対しての分配は、1億2,000万円何がしという金額になっているのですけれども、これ以外に、何かあったときのために少しキープしていたところがファンドとしてはあり、その分を含めて奈良県に返ってくる金額となります。単純に1億2,000万円を出資割合で割ると多分少ない金額になると思います。ある程度何かあったときのために、こういうファンドは、一応お金をキープしておくのがあり、それも含めて投資先に分配をして、今回の返還になったところです。以上です。

(「意見も述べていいですか」と呼ぶ者あり)

○和田委員長 はい、意見も言ってください。

○川口(延)委員 少し理解に苦しむところもありますが、そこはさておき、議第69号に関しては、私自身は賛成したいと思えますけれども、その根本が平成17年に、議会も含めてこの案件を議決しているところに問題があるのかと思っており、投資をするベンチャー企業にしても、結果論からいえば、先見の明がなかったということになるのかと思うのです。今後、税金でやっていることを自覚した上で、慎重な判断をしながら、このベンチャー企業については先ほど松尾副委員長もおっしゃったように、ベンチャーだから10分の3しか当たらなかったのかもしれないですけれども、ベンチャーであっても、元本を最低でも確保はするという気持ちで選定もしていけないと、さきほどの話であれば、県のお金だけでもほかのところに振っているから関係ないという捉え方もされがちになると思うので、今後こういったことに関してはもっと慎重に選定いただきたいと、要望だけお願いしておきます。

○安井委員 今意見が出ていましたけれども、慎重な配慮ということについては、結果を見て言うのではなくて、実施していく上において、特にベンチャー企業に対してはかなりリスクもあると思います。そのことによって、結果がこうなったからといって反省点が出てくるのではなく、もともとの発想にある県内の企業を元気づけていく、育成していくということに、原点に戻って考えれば、今のファンドのあり方が問われるのではないかと思うのです。この議案に対して私は反対しませんが、こういうことを一つの教えというか、教訓にして、次に生かしてほしいという期待感を込めて賛成します。

○山中委員 先ほど別の委員からもありましたように、このファンドそのものは10年前に詐欺にやられた。そして、企業が県内企業ばかりではないという部分でも、これはやはり考慮すべき点かと思えます。

それと、私たちに出示された資料が、説明責任を果たしていただいている資料だったのか。私もこれを聞いて、はい、そうですかと受け取りはしたものの、やはりもう少し詳細な、ネットで探して不具合というか、整合性がとれないような資料で、すぐわかるというか、今回わかったから言うわけですけれども、もっと精査した資料を私たちに提供されるべきではないかと思えます。その点はしっかりと申し上げておきたいと思えます。

私どもとしては、もともとフューチャーベンチャーキャピタルが入って、こういうことを精査しながら一定の資料を提供したと理解をしますので、この件については理解をしま

すけれども、私たちもやはり県民に対して説明責任を果たす義務があるわけですから、そういう意味ではもっとしっかりと私たちがそれを果たせるような資料作成をお願いをしたいと思います。以上です。

○和田委員長 各委員から説明責任をしっかりと果たせるように頑張ってくださいという要望が強く出ました。これは産業・雇用振興部だけではなくて、農林部にも言えることだと思います。そういう点で、理事者側によろしくご留意願いたいと思います。

それでは、これで意見がないようですので、付託を受けました議第69号の議案について採決を行います。

議第69号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

賛成者多数です。よって、この議第69号は、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして、付託議案の審査は終わります。

次に、委員長報告についてですが、本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっています。

日本共産党は反対討論をされますか。

なら維新の会は反対討論をされますか。

(「はい、します」と呼ぶ者あり)

では、議第69号については、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願ひします。

次に、委員長報告についてですが、正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

特別な事情がない限り、ただいまの構成による当委員会は、本日の委員会をもって最終になるかと思えます。昨年5月より、委員各位には当委員会所管事項であります商工業、農林業の振興について、終始熱心にご審議をいただきました。また、理事者におかれましても、種々の問題について積極的な取り組みをしていただきました。

おかげをもちまして、無事任務を果たすことができましたことを、委員各位及び理事者の皆様方に深く感謝を申し上げ、簡単ではございますが、正副委員長のお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

これをもって本日の委員会を終わります。